

明治十一年・神奈川県下真土村
農民騷擾事件關係裁判資料(一)

中山光勝

目次

第三号・大審院及東京上等裁判所横濱裁判所へ前件
ニ付本犯取調済処分前一応可申出旨違書

解題

第四号・神奈川縣令ヨリ本犯冠^{ツキ}弥右衛門始廿六名寛
典処分ノ義上申書

第一号・内務省ヨリ神奈川縣大住郡真土村農冠彌右
衛門以下廿六名犯罪一件寛典処分ノ義ニ付同縣令ヨ
リ上申書類送付書

第五号・太政官ヨリ本犯処分ノ義ニ就キ大教正他阿
尊教等ノ歎願ニ付神奈川縣令ヨリノ上申書廻付書

第二号・太政官ヨリ本犯口供結了大審院批下前書類
差出方照会書

第六号・太政官ヨリ松澤徳成等ノ歎願ニ付同上

第七号・太政官ヨリ見光學随等ノ歎願ニ付同上

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一) (中山)

第八号・太政官ヨリ生西端信等ノ歎願ニ付同上

第九号・太政官ヨリ藤原日迦等ノ歎願ニ付同上

第十号・太政官へ本犯冠弥^(ツ)右衛門以下廿六名口供擬律相添上答書

①明治十二年七月(日欠)・司法省内稟議書

②明治十二年七月四日・司法卿大木喬任宛大審院長玉乃世履進達書

③冠彌右衛門以下五名に對する東京上等裁判所擬律案

④冠彌右衛門以下二十六名に對する横濱裁判所の擬律案(以上本号)

⑤横濱裁判所における冠彌右衛門以下二十六名の口供書(以下次号)

第十一号・太政官へ本犯処分ノ件ニ付神奈川県令ヨリ進達ノ願書類追々廻送ナリタル分悉皆返却ノ旨回答書

第十二号・太政官へ本犯口供書類返戻方上陳書

第十三号・大審院へ本件ニ付同院ヨリ曾テ差出ノ書類返却ノ通牒書

第十四号・神奈川県令へ本犯赦典取扱方通報并ニ横濱裁判所長へ内達書

第十五号・横濱裁判所長へ本犯処刑宣告ノ義ニ付達書

第十六号・太政官へ本犯死罪囚冠弥^(ツ)右衛門外三名特典減等伺書

第十七号・太政官へ本件ニ付歎願ニ属スル書類再ヒ廻付ノ分返戻ノ旨通牒書

第十八号・神奈川県令ヨリ同縣下村民総代ヨリ本犯
特典ノ処分アリシヲ感戴ノ書面提供ノ旨上申

解題

ここに紹介する資料は、明治十一（一八七八）年十月二十六日夜半、当時の神奈川県大住郡真土村（現在の平塚市真土）において、同村の冠 彌右衛門外二十五名の農民達が、同村の元戸長であった松木長右衛門宅を襲撃、放火し、松木以下十名を殺傷し、家屋を焼却した事件の裁判関係資料である。この事件を、ここでは事件発生 of 土地に因んで真土事件と呼称することにする。

この真土事件については、事件発生直後から『横浜毎日新聞』、『東京日日新聞』、『郵便報知新聞』、『朝野新聞』などに取調べの推移などが報道されるなど、世間の注目を集めたことなどもあって、従前より事件の概要を伝える文献も多く、また、諸先学による研究成果も少なからず存在する。例えば、伊東市太郎『相州真土迺月登之松陰』（明治十三年）、雑炊亨理雄述『入真土村義農精心』（明治十三年）、武田交來『冠松真土夜暴動』（明治十三年）、無名氏『探偵実話・真土騒動』（明治三

十三年）、無名氏（鈴木金輔編輯）『探偵実話・真土村騒動』前・後編（明治三十四年）、石川 巖『明治初期の戯作から』(一)（昭和二年）、横瀬夜雨『真土の夜嵐』（昭和二年）、尾佐竹 猛『冠松真土夜暴動解題』（昭和三年）、同『明治裁判物語（十）・真土村騒動』（昭和四年）、戸川貞雄『実説松木騒動』（昭和四年）、小野武夫『相州地主の焼打』解題（昭和五年）、白柳秀湖『真土村戸長屋敷焼打事件』（昭和五年）、小島徳弥『戸長屋敷焼打事件』（昭和九年）、尾佐竹 猛『真土村騒動談』（昭和九年）、同『法窓秘話・農民騒動・真土村騒動』（昭和十二年）、早稻田大学歴史学研究会編『真土松木騒動ノート・I』（昭和二十七年）、大野誌編集編集委員会編『大野誌』（昭和三十三年）、横浜市史編集室編『横浜市史』第三卷下（昭和三十八年）、読売新聞社横浜支局編『神奈川の歴史』中巻（昭和四十一年）、毎日新聞社横浜支局編『神奈川の百年』上巻（昭和四十三年）、平塚市文化財保護委員会・平塚市中学校教育研究会編『平塚の史跡と文化財めぐり』（昭和四十四年）、高瀬慎吾『新平塚風土記稿』（昭和四十五年）、神奈川県警察史編さん委員会編『神奈川県警察史』上巻（昭和四十五年）、中丸和伯『神奈川県の歴史』県史シリーズ

14 (昭和四十八年)²⁸⁾、中村文也『明治幻燈 開化期法律書物語』(昭和五十一年)²⁹⁾、足立一巖『怨親平等』(昭和五十二年)³⁰⁾、真木 蕃『神奈川の事件史(2)・真土村騷擾始末記』(昭和五十三年)³¹⁾、久保田正男『明治十一年の『真土騷擾』(平塚)』(昭和五十三年)³²⁾、野崎昭雄『初代大塚両郡長山口左七郎について』(昭和五十四年)³³⁾、神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史』通史編4・近代・現代(1)・政治・行政I (昭和五十五年)³⁴⁾、神奈川県高等学校社会科歴史部会編『神奈川の歴史百話』(昭和五十五年)³⁵⁾、小林孝雄『神奈川の夜明け・近代化と民衆(三)・真土騷擾起る』(昭和五十五年)³⁶⁾、横浜弁護士会編『横浜弁護士会史』上巻(昭和五十五年)³⁷⁾、大畑 哲編『明治・大正・昭和の郷土史14・神奈川県』(昭和五十七年)³⁸⁾、土井 浩『明治初期の質地および買入状況——真土事件を通して——』(昭和五十八年)³⁹⁾、高村直助・上山和雄・小風秀雅・大豆生田 稔『神奈川県の百年』県民百年史14 (昭和五十九年)⁴⁰⁾、大湖賢一『フィールドワーク『真土事件を歩く』の記録』(昭和六十年)⁴¹⁾、石井 喬『地租改正と真土事件(平塚市)』(昭和六十年)⁴²⁾、大湖賢一『真土事件と民衆の土地所有観念』(平成六年)⁴³⁾、などが、その主なるものであろう。⁴⁴⁾

また、この騷擾に関する資料として、国立公文書館蔵『神奈川県史料』第十冊、同『明治十三年四月公文録』府県之部・附録・全、同『明治十三年五月公文録』府県之部・全、同『明治十三年五月公文録』司法省之部・三、同『明治十三年五月公文録』府県之部・全、同『太政類典』第四編第五十九巻治罪・行刑、同『太政類典』第四編第六十一巻治罪・赦宥・一、国立国会図書館憲政資料室蔵『野村 靖文書』、法務省法務図書館蔵『神奈川県下真土村暴動一件 全』などがあり、さらに、この騷擾に関する資料を翻刻、紹介したものに、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騷擾録』(昭和六年)⁴⁵⁾、神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史』資料編13・近代・現代(3)・社会(昭和五十二年)⁴⁶⁾、平塚市編『平塚市史』5・資料編・近代1 (昭和六十二年)⁴⁷⁾などがある。

この農民騷擾の全貌は、上掲の文献により、一応判明していると思われるが、その司法処理の過程については、これらの諸文献によっても未だ説明されていない部分もあったので、私も、以前、それまでの先業において利用されることなかった、前掲『神奈川県下真土村暴動一件 全』などを利用し小稿を作成したことがある。⁴⁸⁾そ

の折、この貴重資料の全部を漏れなく引用することができなかつたので、ここに、この『神奈川縣下真土村暴動一件 全』につき簡単な解題を附し、その全文を翻刻、紹介し、今後、この農民騷擾に関心を持たれ、研究される方々の利用に供したい。³⁰⁾

第一号・内務省ヨリ神奈川縣大住郡真土村農冠彌右衛門以下廿六名犯罪一件寛典処分ノ義ニ付同縣令ヨリ上申書類送付書(十二年一月十四日)

この資料には、明治十一年十一月二十一日付の大住、陶綾、愛甲三郡各村人民総代の歎願書、同年十二月九日付の右大臣岩倉具視宛の神奈川縣令野村 靖の暴徒処分上申書、同日付の内務卿伊藤博文宛の神奈川縣令野村 靖の暴徒寛典処分依頼の上申書、同年十二月二十四日付の神奈川縣令野村 靖宛の樞中教正吉永玄信等の哀訴歎願書、同年十二月二十六日付の内務卿伊藤博文宛の神奈川縣令野村 靖の歎願書の取次上申書、同日付の太政大臣三條実美宛の神奈川縣令野村 靖の歎願書取次上申書および明治十二年一月十四日付の司法卿大木喬任宛の内

務卿伊藤博文代理内務少輔林 友幸の一括書類送付書が収録されている。なお、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。³¹⁾

第二号・太政官ヨリ本犯口供結了大審院批下前書類差出方照会書(十二年一月十八日)

この資料には、明治十二年一月十八日付の司法卿大木喬任宛の太政大臣三條実美の判決確定の裁判書類の提出照会書が収録されている。なお、文書中に見える「大審院批下」は、「大審院批可」の誤記であろう。また、この文書には、

本文神奈川縣令開申書類ハ
太政官ヨリ十二年七月九日ノ照会ニ依リ
返却ス

末葉

但シ該書ハ内務省及ヒ同縣令ヨリ
当省へ宛タル書面ニ属スル分ト同一
ニ付別段謄写添付セス 飯田

なる附箋が附されているが、これは、騷擾の首謀者とし

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

て処断された冠 彌右衛門以下四名の刑が確定した明治十三年六月一日以後、司法省において裁判關係書類を整理した際に附されたものであろう。なお、ここにみえる飯田の捺印は、書類の整理にあつた司法省の官員のものであろう。ちなみに、明治十三年十月現在、司法省に在職する官員で飯田姓の人物は、三等属飯田文彦⁵⁸である。この資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁵⁹

第三号・大審院及東京上等裁判所横濱裁判所へ前件
二付本犯取調済処分前一応可申出旨達書(十二年一月二十二日)

この資料は、明治十一年十二月九日・右大臣岩倉具視宛神奈川縣令野村 靖上申書を受けた、明治十二年一月十八日・司法卿大木喬任宛照会書に対応するべく、司法省が、大審院、東京上等裁判所および横濱裁判所に判決前にその内容を司法省に報告するべく指示した文書の草稿である。なお、文書中の卿、輔庶務課長、執筆の下には、それぞれ大木、山田、騷調之印、竹田の各捺印

が、また、文書の末葉には、水谷⁶⁰の捺印がみえるが、これらは、司法卿大木喬任、司法大輔山田頭義、司法省大書記官庶務課長渡邊 騷⁶¹、司法省三等属竹田忠質、司法省二等属水谷弓腹⁶²のそれであろう。また、この資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁶³

第四号・神奈川縣令ヨリ本犯冠弥右衛門始廿六名宛
典処分ノ義上申書(十二年三月二十五日)

この資料には、明治十二年三月四日ないし同八日に終了した横濱裁判所における冠 彌右衛門等に対する取り調べを受けて、明治十二年三月二十五日、神奈川縣令野村 靖が、彌右衛門等の減刑歎願のために司法卿大木喬任宛に提出した上申書ならびにこれに添付した彌右衛門等の断案見込書、明治十一年十二月九日・右大臣岩倉具視宛神奈川縣令野村 靖上申書および明治十一年十一月二十一日・神奈川縣令野村 靖宛大住・陶綾・愛甲三郡村民総代歎願書が収録されている。なお、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁶⁴

第五号・太政官ヨリ本犯処分ノ義ニ就キ大教正他阿
尊教等ノ歎願ニ付神奈川縣令ヨリノ上申書廻付書
(十二年五月二十二日)

この資料には、明治十二年五月(日欠)に神奈川縣令
野村 靖宛に提出された大教正他阿尊教等の歎願書、こ
れを受け、神奈川縣令野村 靖が、太政大臣三條実美に
提出した上申書(明治十二年五月二十一日付)、ならび
にこれを太政官が、司法省に廻送した廻付書(明治十二
年五月二十二日付)および司法省内の稟議書が収録され
ている。なお、稟議書の卿、庶務課長、執筆の下には、
それぞれ「大木」、「職調之印」および「水谷」の各捺印がみえ
るが、これらは、司法卿大木喬任、司法省大書記官渡邊
驥および司法省二等属水谷弓腹のそれであろう。また、
これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看され
たい。⁸⁸⁾

第六号・太政官ヨリ松澤徳成等ノ歎願ニ付同上(十
二年五月二十九日)

この資料には、松澤徳誠等の歎願書を受け、神奈川縣
が、太政官に提出した上申書(提出先、提出年月日、そ
の内容等は不明)を太政官が、司法省に廻送した廻付書
(明治十二年五月二十九日付)およびこれに関する司法
省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、
輔、庶務課長、執筆の下には、それぞれ「大木」、「山田」、
「職調之印」、「水谷」の捺印がみえるが、これらは、司法卿
大木喬任、司法大輔山田顕義、司法省大書記官渡邊 驥
および司法省二等属水谷弓腹のそれであろう。また、こ
れらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看された
い。⁸⁹⁾

第七号・太政官ヨリ見光學随等ノ歎願ニ付同上(十
二年六月二日)

この資料には、見光學随等の歎願書を受け、神奈川縣
が、太政官に提出した上申書(提出先、提出年月日、そ
の内容等は不明)を太政官が、司法省に廻送した廻付書
(明治十二年六月二日付)およびこれに関する司法省内
の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、輔、

庶務課長および執筆の下に捺印がみえることは、第六号の場合と同一である。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁶¹⁾

第八号・太政官ヨリ生西端信等ノ歎願ニ付同上(十二年六月九日)

この資料には、生西端信等の歎願書を受け、神奈川縣が、太政官に提出した上申書(提出先、提出年月日、その内容等は不明)を太政官が、司法省に廻送した廻付書(明治十二年六月九日付)およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、輔、庶務課長および執筆の下に捺印がみえることは、第六号の場合と同一である。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁶²⁾

第九号・太政官ヨリ藤原日迦等ノ歎願ニ付同上(十二年六月二十日)

この資料には、藤原日迦等の嘆願書を受け、神奈川縣が、太政官に提出した上申書(提出先、提出年月日、その内容等は不明)を太政官が、司法省に廻送した廻付書(明治十二年六月二十日付)およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、輔、庶務課長および執筆の下に捺印がみられることは、第六号の場合と同一である。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁶³⁾

第十号・太政官へ本犯冠^(イ)弥^(ロ)右衛門以下廿六名口供擬律相添上答書(十二年七月八日)

この資料には、明治十二年一月十八日・司法卿大木喬任宛太政大臣三條実美照会書を受け、司法卿大木喬任から、明治十二年一月二十二日、大審院には「取調済下附以前」、東京上等裁判所には「取調済大審院へ批可ヲ請フ以前」、横濱裁判所には「口供甘結相成候へハ処分前」にそれぞれ司法省に申出るべく達していたため、これに答えて大審院長玉乃世履が、明治十二年七月四日、司法卿大木喬任に進達した横濱裁判所および東京上等裁判所

より上がってきた被告人の自白調書および判決原案等の書類、これを、同七月八日、司法卿大木喬任から太政大臣三條実美に提出した上答書およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、庶務課長および執筆の下に捺印がみられることは第六号の場合と同一である（本号の場合には、輔の下には捺印がない）。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁶⁴

第十一号・太政官へ本犯処分ノ件ニ付神奈川縣令ヨリ進達ノ願書類追々廻送ナリタル分悉皆返却ノ旨回答書（十二年七月十日）

この資料には、明治十二年七月九日、太政官書記官から司法書記官に、「神奈川縣下真土村冠^{つば}弥右衛門犯罪処分ノ件ニ付同縣ヨリ進達セシ願書類……入用ニ付早々御返却有之度」との照会を受け、同七月十日、渡邊司法大書記官が、太政官書記官に提出した回答書が収録されている。なお、資料原本は、明治十二年七月九日・司法書記官宛太政官書記官照會書を第十一号とし、明治十二年

七月十日・太政官書記官宛渡邊司法大書記官回答書を第十二号とするが、この二つの資料は本来内容から考えて同一の場所に綴じられるものであり、以下の資料の内容も、原本に附された号数第十三号および第十四号は、目録号数の第十二号に、原本号数第十五号は、目録号数第十三号に、原本号数第十六号は、目録号数第十四号に、原本号数第十七号は、目録号数第十五号に、原本号数第十八号は、目録号数第十六号に、原本号数第十九号は、目録号数第十七号に、原本号数第二十号は、目録号数第十八号に、それぞれ該当するので、以下、原本に附された号数を二つづつ繰り上げることにする。また、回答書の課長および執筆の下には、**「驥調之印」**および**「水谷」**の捺印がみえるが、これは、司法省庶務課長渡邊 驥および司法省二等属水谷弓腹のことであろう。さらに、この資料の内容については、前掲拙稿を参看されたい。⁶⁵

第十二号・太政官へ本犯口供書類返戻方上陳書（十三年四月二日）

この資料には、明治十二年七月八日、明治十二年一月

十八日・司法卿大木喬任宛太政大臣三條実美照会書に從い、大木から三條に上答された判決原案等の裁判關係書類の返却を求める大木の後任司法卿田中不二麿から太政大臣三條実美に提出された上陳書およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、輔、檢事、庶務課長、執筆の下には、それぞれ田中、玉乃、**驥調之印**、黒川および水谷の捺印がみえるが、これらは、田中不二麿⁶⁵⁾、司法大輔玉乃世履⁶⁶⁾、檢事渡邊 驥⁶⁸⁾、庶務課長黒川誠一郎⁶⁹⁾および水谷弓腹⁷⁰⁾のものであろう。また、この資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁷¹⁾

第十三号・大審院へ本件二付同院ヨリ曾テ差出ノ書類返却ノ通牒書(十三年五月八日)

この資料には、明治十二年一月二十二日・大審院宛司法卿大木喬任達書を受け、大審院から提出された裁判關係書類を大審院に返却する旨の明治十三年五月八日・大審院長岸良判事宛松岡司法権大書記官通牒書およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、

「大審院長岸良判事」は、明治十二年十月二十五日に大

審院長に任命された岸良兼養のこと(前掲『司法沿革誌』五〇頁)であり、「松岡司法権大書記官」は、明治十三年四月二十四日に司法権大書記官に任命され、庶務課長を仰せ付けられた松岡康毅のこと(大山卯次郎編『松岡康毅先生伝』(昭和九年・松岡康毅先生伝編纂委員会)松岡康毅先生略年譜・六頁)である。また、この稟議書の卿、輔、執筆の下には、それぞれ田中、玉乃、飯田の捺印が、庶務課長の下には、「毅」の花押がみえるが、これらは、司法卿田中不二麿、司法大輔玉乃世履、庶務課長松岡康毅、飯田文彦⁷²⁾のものであろう。さらに、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。⁷³⁾

第十四号・神奈川縣令へ本犯赦典取扱方通報并二横濱裁判所長へ内達書(十三年五月八日)

この資料には、明治十三年五月八日、松岡司法権大書記官が、恩赦申請書類を提出すべく、神奈川縣令野村靖に申し入れた通牒およびこの件につき、同日、田中司

法卿が、横濱裁判所の中村判事に申し入れた内達書が収録されている。なお、松岡司法権大書記官が松岡康毅を指し、田中司法卿が田中不二麿を指すことはいうまでもなからう。また、中村判事は、明治十三年四月十六日、横濱裁判所長に任命された中村元嘉²³⁾のことであろう。さらに、この内達書には、**田中**および**飯田**の捺印がみえるが、これは、田中不二麿およびこの内達書を取扱った飯田文彦のそれであろう。ちなみに、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。²⁴⁾

第十五号・横濱裁判所長へ本犯処刑宣告ノ義ニ付達書（十三年五月十五日）

この資料には、横濱裁判所における冠 彌右衛門等に対する判決の言渡しを、神奈川縣令の申請に係る彌右衛門等に対する刑の減輕の結論が出るまで見合わせるべく司法卿より横濱裁判所長に宛てた明治十三年五月十五日付の達書の草案、同十七日付のこれを撤回する旨の達書の草案およびこれに関する司法省内の稟議書ならびにこれらの達書に対する同十七日付の横濱裁判所長よりの司

法卿宛の上答書およびこれに関する同十八日付の司法省内の稟議書が収録されている。なお、これらの稟議書の脚、輔、庶務課長および執筆の下には、**田中**、**玉乃**、**三好**および**飯田**（明治十三年五月十八日付の稟議書にのみみえる）の捺印がみえるが、田中は、田中不二麿、玉乃は、玉乃世履、三好は、明治十三年四月十六日、司法権大書記官に任じられ、庶務課長を仰せ付けられた三好退藏²⁵⁾、飯田は、飯田文彦のことであろう。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。²⁶⁾

第十六号・太政官へ本犯死罪囚冠弥右衛門外三名特典減等伺書（十三年五月二十五日）

この資料には、明治十三年五月（日欠）付の冠 彌右衛門以下三名の死刑囚の減刑を乞う神奈川縣令野村 靖の司法卿田中不二麿宛の伺書、これを太政大臣三條実美に取り次いだ同五月二十五日付の田中の三條宛の伺書、これに対する同五月二十九日付の三條よりの回答書およびこれを野村に取り次いだ田中の回答書が収録されてい

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件関係裁判資料(一)(中山)

る。なお、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。²⁶⁾

特典ノ処分アリシヲ感戴ノ書面提供ノ旨上申(十三年八月二十八日)

第十七号・太政官へ本件二付歎願ニ属スル書類再ヒ廻付ノ分返戻ノ旨通牒書(十三年五月二十五日)

この資料には、明治十三年五月二十五日付で、神奈川県令野村 靖よりの冠 彌右衛門以下三名の減刑歎願を、太政大臣三條実美に取り次いだ司法卿田中不二麿が、太政官における審議の資料として、同年四月八日、太政官から廻送されていた書類を太政官へ返却する旨の通牒書およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、庶務課長および執筆の下には、それぞれ田中、三好および飯田の捺印がみえる。これらは、司法卿田中不二麿、庶務課長三好退蔵および飯田文彦のそれであろう。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。²⁶⁾

この資料には、冠 彌右衛門以下三名の減刑に尽力した神奈川県令野村 靖に対する明治十三年八月十八日付の大住郡下人民総代山崎辨藏等の感謝上申書、これを司法卿田中不二麿に上申した同八月二十八日付の野村の田中宛上申書およびこれに関する司法省内の稟議書が収録されている。なお、この稟議書の卿、輔、庶務課長および庶務課属の下には、それぞれ田中、玉乃、康毅および飯田の捺印がみえるが、これらは、司法卿田中不二麿、司法大輔玉乃世履、庶務課長松岡康毅および庶務課属飯田文彦のそれであろう。また、これらの資料の内容については、前掲・拙稿を参看されたい。²⁶⁾

註

(1) 『横浜毎日新聞』明治十一年十月二十九日、同十一月二日、同十一月二十四日、同十一月二十六日、同十一月二十九日、同十二月一日、同十二月二十日、同十三年五月二十一日、同六月二日付の各記事参看。

(2) 『東京日日新聞』明治十一年十月三十日、同十月三十一

第十八号・神奈川県令ヨリ同縣下村民総代ヨリ本犯

日、同十一月一日、同十一月二日、同十一月四日、同十一月二十五日、同十一月二十七日、同十一月三十日、同十二月二十日、同十三年五月二十一日、同五月二十四日、同五月二十七日、同六月二日付の各記事参看。

(3) 『郵便報知新聞』明治十一年十月三十日、同十月三十一日、同十一月二十五日、同十三年五月二十二日、同五月二十四日、同六月三日付の各記事参看。

(4) 『朝野新聞』明治十一年十一月二日、同十一月二十七日、同十三年五月二十二日、同六月三日付の各記事参看。

(5) 伊東市太郎、（註）真土週月疊之松陰（明治十三年）。本書は、その後、「相州地主の焼打」と改題され、小野武夫編『維新農民蜂起譚』（昭和五年・刀江書院）昭和四十年再版・刀江書院）三二七―四〇六頁に収録されているが、前掲『維新農民蜂起譚』二七―三二頁に附された本書の解題には、収録にあたり改題した理由や正確な出版年月日、出版者などについて触れるところはない。けれども後掲『明治幻燈 開花期法律書物語』一四九―一五〇頁によれば、全五編、各編一冊で五冊、刊行年月日は、初編は明治十三年六月、二、三編は同年七月、四編は不明、五編は同年九月一日であり、編輯出版人伊東市太郎、中島亨齊画、富田砂蓮関、発兌元守屋正造である。なお、本稿における本書の利用は、前掲『維新農民蜂起譚』収録のものによつた。

(6) 雑炊亭理雄述、（註）真土村義農精心（明治十三年・錦松堂）。本書は、全二〇丁で、表紙の書名には、「志んどむらぎのうのたましい」とルビが附され、最終丁の末尾には、
明治十三年八月六日出版御届

編輯兼
出版人

平野傳吉

とある。本書は、前掲（註）真土週月疊之松陰」および後掲『冠松真土夜暴動』などとともに、該農民騷擾裁判の終了直後に刊行された出版物の一つであろう。なお、私が利用したものは、神奈川県立図書館（旧神奈川県立文化資料館）所蔵本である。

(7) 武田交來『冠松真土夜暴動』（明治十三年・錦壽堂）。本書は、その後、明治文化研究会編『時事小説篇』明治文化全集第二十一卷（昭和三年・日本評論社）一一二―六頁に収録されている。本稿における本書の利用は、前掲『時事小説篇』収録のものによつた。

(8) 無名氏「探偵実話・真土騷動」（明治三十三年）は、『毎日新聞』の明治三十三年八月二十四日から同年十二月十日まで九十二回にわたって連載されたものである。なお、尾佐竹 猛博士が、「明治三十年頃の毎日新聞に『真土騷動』といふのが連載せられたことがあった」と述べ（後掲『冠松真土夜暴動解題』二頁）、また、「明治三十年の毎日新聞

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件関係裁判資料(一)(中山)

に連載せられた「真土騒動」があ……る」と述べられている(後掲「明治裁判物語」(十)・真土村騒動)一四七頁)

が、時期につき若干の相違はあるものの、ともにこの連載記事を指しているものと思われる。ちなみに、無名氏は、筆名であると思われるが、この時期に「無名氏」の筆名を用いていた人物は、内田魯庵、平田亮木、村上浪六、島崎藤村、森 鷗外、渡辺霞亭、徳富蘇峰の七名である(近代人物研究会編「近代人物号筆名辞典」(昭和五十四年・柏書房)二六八頁)が、この連載記事の作者も、これらのうちの誰かであろう。

(9) 無名氏(鈴木金輔編輯)「^{探偵}真土村騒動」前・後編(内表紙には、上巻・下巻とある)・二冊(明治三十四年・聚榮堂 大川屋書店)。本書は、前後編ともに、表紙に、「毎日新聞連載 無名氏篇探偵実話 真土村騒動」と記されていること、前編(上巻)には第一回から第四十六回までが収録され、後編には第四十七回から第九十二回までが収録されていることなどからみて、前述の註・(8)の「毎日新聞」の連載記事をまとめたものであらうと思われる。

(10) 石川 巖「明治初期の戯作から」(一)「明治文化研究会編『明治文化研究』第三年第六冊(昭和二年・福永書店)一七一―一三三頁。

(11) 横瀬夜雨「真土の夜嵐」横瀬夜雨編『明治初年の世相』(昭和二年・新潮社)二二〇―二二二頁。

(12) 尾佐竹 猛「冠松真土夜暴動解題」前掲「時事小説篇」二一五頁。

(13) 尾佐竹 猛「明治裁判物語」(十) 真土村騒動」法曹会『法曹会雑誌』第七卷六号(昭和四年・法曹会)一三九―一四七頁。なお、この論稿は、最近、明治大学史資料センター監修「尾佐竹 猛著作集」第五卷(法制史5) (平成十七年・ゆまに書房)四〇七―四一五頁に収録され利用者の便宜がはかられた。ちなみに、明治大学史資料センター監修「尾佐竹 猛著作集」第一卷(法制史1) (平成十七年・ゆまに書房)四二―四三二頁に附された明治大学法学部教授・村上 一博「尾佐竹猛著作集」法制史編(全六卷)については、この論稿を含む『法曹会雑誌』掲載の「明治裁判物語」について、「『明治裁判物語』は、『法曹会雑誌』に、九つの事件をめぐって計三〇回連載されたが、そのうち、『板垣伯岐卓遺難事件』『非常上告の始め』の二編は『明治秘史疑獄難獄』に、『尾去澤銅山事件』『マリヤルズ号事件』『発行禁止不服の訴』の三編は『法曹秘聞』に収録されているが、残る四編『真土村騒動』『終身懲役囚の判事』『森文部大臣刺殺事件』『閔妃殺害事件』については、尾佐竹のいずれの著書にも収録されていないため、本巻(第五卷——中山註)に補足として収めることとした。」とある(前掲「尾佐竹 猛著作集」第一卷・四二六頁)が、これらの四編は、尾佐竹 猛・大森洪太「特異

犯篇」防犯科学全集第八卷（昭和十二年・中央公論社）一一

三七頁に収録されている「法憲秘話」に、「法曹会雜誌」掲載の論稿そのままではないが、これを訂正増補のうえ、

「下篇 あったとのこと」のうちの各編として収録されている。即ち、「真土村騒動」は、「農民騒動」のうちの一編

「真土村騒動」として（前掲「法憲秘話」二六九―二八八頁）、「終身懲役囚の判事」は、「終身懲役囚が脱獄して判

事となった話」と改題され（前掲書・二二―二三頁）、

「森文部大臣刺殺事件」は、「森文部大臣刺殺事件」として（前掲書・一六五―二〇四頁）、

「閔妃殺害事件」は、「漢城の血雨」と改題され（前掲書・二二六―二四九頁）それぞれ収録されている。なお、この「法憲秘話」は、村上氏が、

「尾佐竹の著作目録として最も詳細な」ものであるとされる（村上・前掲論稿・四一―四四頁）、田熊渭津子編

「尾佐竹猛」人物書誌大系4（昭和五十八年・日外アソシエーツ）に収録されている「著作目録」の昭和十二年の項にも記載されていない（田熊・前掲書・五三一―五六頁）。

(14) 戸川貞雄「実説松木騒動」文藝春秋社「文藝春秋」第七年八号（昭和四年・文藝春秋社）一八五―一九七頁。

(15) 小野武夫「相州地主の焼打」解題「前掲「維新農民蜂起譚」二七一―三二頁。

(16) 白柳秀湖「真土村戸長屋敷焼打事件」「陰謀騒擾実話」明治大正実話全集第十卷（昭和五年・平凡社）二二三―二

四三頁。

(17) 小島徳彌「戸長屋敷焼打事件」「明治以降大事件の真相と判例」（昭和九年・教文社）一四二―一六三頁。

(18) 尾佐竹 猛「真土村騒動談」國本社「國本」第十四卷四号（昭和九年・國本社）五一―五七頁。

(19) 尾佐竹 猛「法憲秘話・農民騒動・真土村騒動」前掲「特異犯篇」二六九―二八八頁。

(20) 早稲田大学歴史学研究会編「真土松木騒動ノート」（昭和二十七年・早稲田大学歴史学研究会）。本書は、全一五頁に、地図二葉が附された小冊子である。なお、本書の

II以後は未刊のようである。

(21) 大野誌編集委員会編「大野誌」（昭和三十三年・平塚市教育委員会）二九二―四一六頁。執筆者は、白井 弘氏である。なお、中山・後掲書・二八〇頁は、本書の該騒擾該

当頁を二九四―四一六頁としたが、誤記であるので、ここに訂正する。

(22) 横浜市史編集室編「横浜市史」第三卷下（昭和三十八年・横浜市）六八六―六八八頁。

(23) 読売新聞社横浜支局編「神奈川の歴史」中巻（昭和四十一年・有隣堂）二四一―二四五頁。

(24) 毎日新聞横浜支局編「神奈川の百年」上巻（昭和四十三年・有隣堂）二二三―二三八頁。

(25) 平塚市文化財保護委員会・平塚市中学校教育研究会編

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件関係裁判資料（中山）

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件関係裁判資料(一)(中山)

『平塚の史跡と文化財めぐり』(昭和四十四年・平塚市教育委員会) 五四頁。

(26) 高瀬慎吾「新平塚風土記稿」(昭和四十五年・平塚市教育委員会) 一九二—一九五頁、一九六—一九九頁。

(27) 神奈川県警察史編さん委員会編「神奈川県警察史」上巻(昭和四十五年・神奈川県警察本部) 三三八—三六〇頁。

(28) 中丸和伯「神奈川県歴史」県史シリーズ14(昭和四十八年・山川出版社) 二三六—三三七頁。

(29) 中村文也「明治幻燈 明治開花期法律書物語」(昭和五十一年・文化出版局) 一一九—一二三頁、一四九—一五九頁。

(30) 足立一巖「怨親平等」(昭和五十二年・足立浄蔵) 全一五五頁。本書は、騒擾発生百年を記念して、騒擾に関係して死刑を宣告された伊藤音五郎の末子である足立一巖師が、実父音五郎の口述をもとにまとめたものであり、一巖師死亡後、浄蔵師によって発行されたものである。

(31) 真木 蕃「神奈川の事件史?・真土村騒擾始末記」丸井図書編集部編「かながわ風土記」第十一号(昭和五十三年・丸井図書出版) 四四—四八頁。

(32) 久保田正男「明治十一年の『真土騒動』(平塚)」昭和書院編集部編「かながわ歴史点描」(昭和五十三年・昭和書院) 二五四—二五六頁。

(33) 野崎昭雄「初代大住両郡長山口左七郎について」神奈川

県史編集委員会編「神奈川県史研究」第38号(昭和五十四年・神奈川県民部県史編集室) 一一—二頁。

(34) 神奈川県民部県史編集室編「神奈川県史」通史編4・近代・現代1・政治・行政1(昭和五十五年・神奈川県) 一四—一四五頁。執筆者は、桜庭 宏氏である。

(35) 神奈川県高等学校社会科歴史部会編「神奈川の歴史百話」(昭和五十五年・山川出版社) 一八〇—一八一頁。

(36) 小林孝雄「神奈川の夜明け・近代化と民衆3・真土騒動起る」丸井図書編集部編「かながわ風土記」第三十九号(昭和五十五年・丸井図書出版) 三三—三三八頁。

(37) 横浜弁護士会史編纂委員会編「横浜弁護士会史」上巻(昭和五十五年・横浜弁護士会) 四八—五三頁。

(38) 大畑 哲編「明治・大正・昭和の郷土史14・神奈川県」(昭和五十七年・昌平社) 二二—二四頁。

(39) 土井 浩「明治初期の質地および質入状況——真土事件を通して——」神奈川県民部県史編集室編「神奈川県史」各論編1・政治・行政(昭和五十八年・神奈川県) 一一—一五八頁。

(40) 高村直助・上山和雄・小風秀雅・大豆生田 稔「神奈川県百年」県民百年史14(昭和五十九年・山川出版社) 二九—三三頁。執筆者は、上山和雄氏である。

(41) 大湖賢一「フィールドワーク『真土事件を歩く』の記録」京浜歴史科学研究会編「京浜歴史研究会報」第18号(昭和六

十年・京浜歴史科学研究会) 一一二頁。

(42) 石井 喬「地租改正と真土事件〔平塚市〕」村上 直編

『郷土神奈川の歴史』(昭和六十年・きょうせい) 二七〇—二七三頁。

(43) 大湖賢一「真土事件と民衆の土地所有観念」京浜歴史科学研究会編『京浜歴史科研年報』第八号(平成六年・京浜歴史科学研究会) 二一一—二八頁。

(44) 主たる先業は、本文に掲載したが、これ以外の文献については、中山・後掲書・二八一—二八二頁・注(34)を参看された。

(45) これらの資料の内容などについては、中山・後掲書・二八二—二八三頁・注(35)、(38)、(39)、(40)、(41)を参看された。

(46) 土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』(昭和六年 昭和二十八年再版・勁草書房) 一一—四頁。

(47) 神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史』資料編13・近代・現代3・社会(昭和五十二年・神奈川県) 一一—三九頁。

(48) 平塚市編『平塚市史』5・資料編・近代1(昭和六十二年・平塚市) 三二一—四八八頁。

(49) 拙稿「明治十一年・神奈川真土村農民騒擾事件裁判小考」手塚 豊編著『近代日本史の新研究』IV(昭和六十年・北樹出版) 六六—一〇七頁。その後、拙著『明治初期刑事

法の研究』(平成二年・慶應通信) 二七—三二四頁に再録。本稿における引用は、前掲『明治初期刑事法の研究』による。

(50) この『神奈川縣下真土村暴動一件 全』には、第一号・内務省ヨリ神奈川縣大住郡真土村農民冠彌右衛門以下廿六名犯罪一件寛典処分ノ義ニ付同縣令ヨリ上申書類送付書、第二号・太政官ヨリ本犯口供結了大審院批下前書類差出方照會書、第三号・大審院及東京上等裁判所横濱裁判所へ前件ニ付本犯取調済処分前一応可申出旨違書、第四号・神奈川縣令ヨリ本犯冠彌右衛門始廿六名寛典処分ノ義上申書、第五号・太政官ヨリ本犯処分ノ義ニ就キ大教正他阿尊教等ノ歎願ニ付神奈川縣令ヨリノ上申書廻付書、第六号・太政官ヨリ松澤徳成等ノ歎願ニ付同上、第七号・太政官ヨリ見光學隨等ノ歎願ニ付同上、第八号・太政官ヨリ生西端信等ノ歎願ニ付同上、第九号・太政官ヨリ藤原日迦等ノ歎願ニ付同上、第十号・太政官へ本犯冠彌右衛門以下廿六名口供擬律相添上答書、第十一号・太政官へ本犯処分ノ件ニ付神奈川縣令ヨリ進達ノ願書類追々廻送ナリタル分悉皆返却ノ旨回答書、第十二号・太政官へ本犯口供書類返戻方上陳書、第十三号・大審院へ本件ニ付同院ヨリ曾テ差出ノ書類返却ノ旨通牒書、第十四号・神奈川縣令へ本犯赦典取扱方通報并ニ横濱裁判所長へ内違書、第十五号・横濱裁判所長へ本犯処刑宣告ノ義ニ付違書、第十六号・太政官へ本犯死罪囚

明治十一年・神奈川県下真土村毆民騒擾事件關係裁判資料(一)(中山)

冠弥右衛門外三名特典減等伺書、第十七号・太政官へ本件ニ付歎願ニ属スル書類再ヒ廻付ノ分返戻ノ旨通牒書、第十八号・神奈川県令ヨリ同縣下村民総代ヨリ本犯特典ノ処分アリシヲ感戴ノ書面提供ノ旨上申ノ十八件ノ資料が収録されてゐる。

(51) 前掲・拙稿・二九二―二九三頁。

(52) 彦根正三編「明治十三年十月版・改正官員録」寺岡寿一編「明治初期の官員録・職員録」第四卷(昭和五十四年・寺岡書洞)一三二頁。なお、飯田の官歴については、明治七年十二月二十七日、司法少録から司法権中録に昇任していること(日本史籍協会編「司法省日誌」十二・明治七年十二月〈昭和五十九年・東京大学出版会〉三〇三、三二二頁)以外不明である。また、彼の伝記については知るところがない。

(53) 前掲・拙稿・二九三頁。

(54) 渡邊は、長野県の人、天保七(一八三六)年生、明治二年六月、彈正少疏、同年七月、彈正大疏、同三年二月、彈正大巡察、同年四月、彈正權少忠、同年閏十月、彈正少忠、同四年八月、司法少判事、同年十月、司法権中判事、同五年五月、司法少丞、同年八月、兼司法権大檢事、同六年五月、司法大丞、同年六月、兼司法大檢事、同年十二月、免兼官、同八年八月、司法省第一局長、同十年一月、司法大書記官、司法省庶務課長兼照査課長、同十二年二月、兼司

法省修補課長、同年十一月、兼太政官大書記官、同十三年二月、檢事、同年四月、兼元老院議員、同十四年六月、兼司法省第十局長、同年十月大審院檢事長、同十九年一月、免本官、元老院議員、同二十三年九月、貴族院議員、同二十九年六月二十一日、逝去。彼の官歴については、日本史籍協会編「百官履歴」二・日本史籍協会叢書(昭和四十八年覆刻・東京大学出版会)四二六―四二九頁、石井良助編「太政官日誌」第六卷(昭和五十六年・東京堂出版)一〇八、一四七、三五七、三九一、五三六頁、我部政男・広瀬順昭編「国立公文書館蔵・勅奏任官履歴原書」下卷(平成七年・柏書房)一七三―一七九頁参照。また、彼の略伝に、信州人物誌刊行会「信州人物誌」(昭和四十四年・信州人物誌刊行会)五七三頁、大植四郎編「明治過去帳(物故人名辞典)」(昭和四十六年・東京美術)四九四頁、日本歴史学会編「明治維新人名辞典」(昭和五十六年・吉川弘文館)一〇九一頁、石塚裕道「渡邊 驥」国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」14(平成五年・吉川弘文館)九一七頁などがある。なお、前掲「明治過去帳」四九四頁は、出身地を長崎とするが、誤記であろう。

(55) 竹田は、愛知県の人、天保六(一八三五)年生、明治四年八月、文部十等出仕、同五年十月、文部大録、同八年五月、司法省八等出仕、同年十二月、司法大録、同十六年十一月、判事、同二十八日、逝去。彼の官歴については、日

本史籍協会編『司法省日誌』十七・明治八年十月〜十二月（昭和六十年・東京大学出版会）二八三頁参看。また、彼の略伝に、前掲『明治過去報』一八一頁がある。

(56) 水谷の官歴については、明治八年十二月二十九日、司法樞大録から司法大録に昇任していること（前掲『司法省日誌』十七・四七九頁）以外不明である。また、彼の伝記については知るところがない。

(57) 前掲・抽稿・二九三―二九四頁。

(58) 前掲・抽稿・二九五―二九六頁。

(59) 前掲・抽稿・二九六頁。

(60) 前掲・抽稿・二九六頁。

(61) 前掲・抽稿・二九六頁。

(62) 前掲・抽稿・二九六頁。

(63) 前掲・抽稿・二九六頁。

(64) 前掲・抽稿・二九六―三〇三頁。

(65) 前掲・抽稿・三〇三―三〇四頁。

(66) 田中は、明治十三年三月十二日に司法卿に任命されている（司法省編『司法沿革誌』〈昭和十四年・法曹会〉五一頁）。

(67) 玉乃は、明治十二年十月二十五日に司法大輔に任命されている（前掲『司法沿革誌』五〇頁）。

(68) 渡邊は、明治十三年二月二十八日に勅任検事に任命されている（前掲『司法沿革誌』五一頁）。

(69) 黒川は、石川県の人、生年月日不詳、明治六年八月、免

権少法官、同七年六月、司法省八等出仕、同年十一月、明法大属、同十年、司法少書記官、同十五年、司法大書記官、同十七年六月、外務大書記官、同四十二年四月十二日、逝去。彼の官歴については、日本史籍協会編『司法省日誌』二・明治六年七・八月（昭和五十八年・東京大学出版会）五一―七頁、日本史籍協会編『司法省日誌』九・明治七年七・八月（昭和五十九年・東京大学出版会）三九頁、日本史籍協会編『司法省日誌』十一・明治七年十一月（昭和五十九年・東京大学出版会）二一、三二頁参看。彼の略伝に、前掲『明治過去報』一一―一頁がある。彼が庶務課長に就任した年月日は不明であるが、前任者である渡邊驥が検事に転任した明治十三年二月二十八日以後のことであろう。

(70) この時期の水谷の官歴については不明であるが、明治十二年二月現在には司法省二等属であり（大崎清重編『明治十二年二月六日出版・明治官員録』寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第三卷〈昭和五十二年・寺岡書洞〉五一―八頁）、同十三年十月現在には司法省一等属である（前掲『明治初期の官員録・職員録』第四卷・一三二頁）ので、後者の可能性が高いものと思われる。

(71) 前掲・抽稿・三〇五頁。

(72) この時期の飯田の官歴については不明であるが、明治十二年二月現在には司法省五等属であり（前掲『明治初期の

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件関係裁判資料(中山)

官員錄・職員錄」第三卷・五一八頁)、同十三年十月現在には司法省三等風である(前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第四卷・一三二頁)ので、後者の可能性が高いものと思われる。

(73) 前掲・抽稿・三〇五—三〇六頁。

(74) 前掲「司法沿革誌」五九七頁。中村は、明治六年一月現在、司法省権大解部(明治六年一月・袖珍官員錄)寺岡寿一編「改訂明治初期の官員錄・職員錄」第二卷(昭和十五年・寺岡書洞)二五五頁)、同七年十月現在、司法省権少判事(明治七年十月・掌中官員錄)前掲「改訂明治初期の官員錄・職員錄」第二卷・三五八頁、なお、本書の中村の項の上欄には「ヲウサカ」と記載されているが、これは、彼の出身地が大坂であることを示すものであろう)、明治八年九月現在、六等判事(明治八年九月改正・官員錄)前掲「改訂明治初期の官員錄・職員錄」第二卷・四七八頁)、明治九年四月現在、六等判事(西村準太郎編「明治九年四月二十一日御届・官員錄」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第三卷・六四頁)、同十年十一月現在、大審院判事(神崎正誼編「明治十年十一月十六日出版・官員名鑑」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第三卷・二二七頁)、同十一年五月現在、判事(日暮忠誠編「明治十一年五月改正・官員錄」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第三卷・三七五頁)、同十二年二月現在、判事(大崎清重編「明治

(中山)

十二年二月六日出版・明治官員錄」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第三卷・五二四頁)、同十三年十月現在、判事・横濱裁判所長(彦根正三編「明治十三年十月二日出版・改正官員錄」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第四卷・一三八頁)、同十四年七月現在、判事・横濱裁判所長(彦根正三編「明治十四年七月二日出版・改正官員錄」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第四卷・三二三頁)、同十五年五月現在、大審院判事(彦根正三編「明治十五年五月二日出版・改正官員錄」前掲「明治初期の官員錄・職員錄」第四卷・四九七頁)であったこと以外、管見の限りでは、その経歴等は不明である。

(75) 前掲・抽稿・三〇六頁。

(76) 社会問題資料研究会編(安斎 保著)「大津事件就て(下)」思想研究資料特輯第65号(昭和四十九年覆刻・東洋文化社)九二五頁。三好は、宮崎県の人、弘化二(一八四五年)年五月十二日生、明治六年五月、司法省八等出仕、同七年二月、権少判事、同八年五月、六等判事、同十年六月判事、同十二年三月、横濱裁判所長、同十三年四月、司法権大書記官、庶務課長、職員課長、同五月、松岡権大書記官不在中庶務課長兼務、同九月、民事局長、同十一月、司法大書記官、同十九年三月、司法次官、同二十三年八月、大審院検事長、同九月、貴族院議員、同十月、検事総長、同二十四年六月、司法次官、同二十六年三月、大審院検事、

大審院長、同三十年二月、弁護士登録、同十二月、貴族院議員、同四十一年八月十八日、逝去。彼の官歴については、前掲「大津事件に就て(下)」九三—九二九頁、秦郁彦編「日本近現代人物履歴事典」(平成十四年・東京大学出版会)五一—頁參看。また、彼の略伝に、前掲「明治過去帳」一〇八四—一〇八五頁、小田中聡樹「三好退蔵」国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」13(平成四年・吉川弘文館)五四—二頁がある。なお、彼の生年月日につき、前掲「明治過去帳」は、弘化二年五月七日とし、前掲「日本近現代人物履歴事典」は、弘化二年五月十二日とする(前掲「大津事件に就(下)」は、弘化二年とするのみである)が、ここでは、後者に従うことにする。また、逝去年月日につき、前掲「明治過去帳」および前掲「日本近現代人物履歴事典」は、ともに明治四十一年八月十八日とし、前掲「大津事件に就て(下)」は、明治四十一年八月二十日とするが、ここでは、前者に従うことにする。

- (77) 前掲・抽稿・三〇六一—三〇七頁。
- (78) 前掲・抽稿・三〇八一—三二〇頁。
- (79) 前掲・抽稿・三〇九一—三二〇頁。
- (80) 前掲・抽稿・三一—三二二頁。

前註

1 資料の翻刻に際し、漢字は、人名、地名などの固有名詞

をのぞいて現代一般に使用されているものに改め、合字、変体仮名などについても普通のものに改めた。また、()の中は、すべて中山の註記である。

2 本資料には、今日の人権意識に照らして、身分、職業などに関する差別的表現や語句が使用されているが、本資料の有している歴史的、資料的価値を考慮してそのままとした。

神奈川縣下真土村暴動一件 全

(第一号・内務省ヨリ神奈川縣大住郡真土村農冠彌右衛門以下廿六名犯罪一件寛典処分ノ義ニ付同縣令ヨリ上申書類送付書)

(1) 明治十二年十一月十四日・司法卿大木喬任宛
内務少輔林 友幸送付書)

庶務第千六百六十九号

別紙神奈川縣申立寛典処分ノ件ハ御省主管ト存候間客歳十二月九日付同廿六日付申牒書正副并ニ村民歎願書教正等哀訴書共取束及御送付候也

明治十一年・神奈川縣下真土村農民騒擾事件關係裁判資料(一)(中山)

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

内務卿伊藤博文代理

明治十二年一月十四日 内務少輔林 友幸

司法卿大木喬任殿

申候也

明治十一年十二月九日 神奈川縣令野村 靖

内務卿伊藤博文殿

神奈川縣令野村靖

② 明治十一年十二月九日・内務卿伊藤博文宛神奈川縣令野村 靖上申書(③の写し)

④ 明治十一年十二月九日・右大臣岩倉具視宛神奈川縣令野村 靖上申書

本縣下相州大住郡真土村農民暴徒御処分之儀ニ付別紙写之通右大臣へ及上申候間尚御省於テモ事情御諒察之上出格寛典之御処分相成候様可然其筋へ御稟議有之度此段上申候也

真土村暴徒御処分之儀ニ付上申

明治十一年十二月九日 神奈川縣令野村 靖

内務卿伊藤博文殿

③ 明治十一年十二月九日・内務卿伊藤博文宛神奈川縣令野村 靖上申書

本縣下相州大住郡真土村農民暴徒御処分之儀ニ付別紙写之通右大臣へ及上申候間尚御省於テモ事情御諒察之上出格寛典之御処分相成候様可然其筋へ御稟議有之度此段上

去月廿六日夜本縣下相州大住郡真土村農冠彌右衛門外廿五名之者同村松木長右衛門之家ヲ襲撃シ長右衛門ヲ始メ其家族雇人共七人ヲ殺シ及ヒ四人ノ者ニ傷痕ヲ負ハセ家屋ヲ焼却セシニ付直チニ警察吏ヲ派遣シ右暴徒ヲ捕拿致シ夫々鞫訊ノ末昨今正ニ口供甘結ニ至ラントス然ル処大住陶綾愛甲三郡ノ各村戸長及人民ヨリ別紙之通出格寛典之御処分ヲ仰キ度歎願書差出候ニ付夫々呼出歎願之趣ハ固禁ヲ犯シ候上ハ自ラ法典アルアリテ事情ヲ酌料スル等其筋ニツイテ素ヨリ御詮議可有之一ニ歎願ニ依リ固ノ法則ヲ動カスモノニ無之段一応懇諭ニ及ヒ而シテ該書面ハ折角慈愛ノ心ヨリシテ出候事ニ付正ニ落手致置段申聞候抑真土村激発ノ濫觴及情況ヲ尋ヌルニ外村々ト一種別ノ

慣習アリテ百年前ヨリ地所無期限質入ヲ名トシテ其実一時ノ窮ヲ救フニ止マリ金円調返ノ上ハ何時モ請戻シ来リ或ハ古畝歩一反ニテ其実繩延ヒ二反ニ有之場処ヲ質入スルニ当リ実畝歩二反ノ内三畝ハ質入主作り取り残り壹反七畝ヲ以テ金円ヲ借入ノ約束ニテ而シテ該証文ハ則チ旧畝歩一反ヲ以書入致来リ候事ニ候処明治六年旧足柄縣ニヲイテ地券發行ノ際質入主六十五名ノ者ヨリ右等一種ノ慣習ヲ以質入致シ来リ候儀ニ付尋常質入年期ヲ以処分ヲ可受事ニ無之同續質取主同村ニ於テ外廿三名アリ是等現ニ取計タルヲ以テ該村ハ特別ノ慣習アルヲ知ルニ足レリ且作り取地所ヲモ偏ニ証文前ニ寄り相渡スベキ筋ニ無之旨ヲ以各質入主ノ名請ニシテ地券御下渡相成度長右衛門江申出候処當時長右衛門ハ区長兼戸長職相勸居同人ニヲイテハ一般御成規ニヨリ質取主ニテ地券ノ名請可致筈ト強テ申聞且從來慣習ノ約束アル故後日何時ナリトモ金円調返之上ハ地所受戻サスベキ段相答ヘ唯口頭ニ止マリテ証書ナキト雖モ旧役レリ其上當時ノ村吏等立会保証ニヨリ質入主即チ前六十五名ニヲイテモ更ニ疑念ヲ抱カズ長右衛門名請ニ為致候由ニ有之候然ルニ明治八年間ヨリ地租改正着手有之爾後銘々所有權ヲ慥カムル等ノ説アルヲ以テ村民ニヲイテモ徒ニ旧来ノ慣習ニヨリ質入候上縦令口約束アルニセヨ公然名請等他人ノ名義ニ致シ置候テハ終ニ自己所有之權

ヲ失ヒ候様可立到哉ト心付候ヨリ質地受戻シ及ヒ又請戻シ難キ分ハ嘗テ分畝歩丈ケノ區別ハ旧地主ノ名義ニ帳簿記載方ノ義等夫是長右衛門へ申入候処改正地図地引帳等モ既ニ現地区域ニ抛リ夫々番号ヲ附シ綿密ニ調成セシコトナレハ分畝歩等ノ名存ニ於テ聊懸念有之マシク執レニモ段別繩量ノ検査為相濟其上質地受戻シ方等ノ示談可及旨程能ク申紛カシ而シテ地図地引帳簿ハ一己名受ニ相認メ村民印形等ハ予テ自分宅へ取集メ置自己連署ヲシテ差出セシモノナラン歟將又旧足柄縣被廢本縣へ合併引繼ノ儀ハ明治九年五月ニシテ示来改租事業捗運ヲ促シ同年七月縣官該村へ巡回シ耕地一筆限畝杭打建サセ地図地引帳へ照ラシ段別丈量検査セシニ村民異議ヲ稱ヘ歎訴シテ曰ク各地ニ分畝歩ノ原因アリテ区域ヲ異ニス夫レヲモ不問一ト筆一ト番号ヲ附与シテ長右衛門名受ト相成候トキハ數戸ノ人民旧来ノ所有地ニ離ル、而巳ナラス彼レニ掠奪セラル、ニ均シト從來土地ノ慣行云々ヲ主張シテ止マズ是ニ因リ四隣村吏へ實際ノ事由ヲ推問スルニ村民ノ申立真正ニ有之段保証ス右ニ付テハ戸長兼村用掛職務差免其後当庁江呼出屢々説示ニ及ヒ且近村区戸長其外ヨリモ度々懇諭為致候トイヘトモ一切不取用強情弥熾ニ有之候ヨリ明治九年十一月十二日ヨリ追々同村六十五名ノ者地

所受戻ノ儀横濱裁判所^五出訴及候処同裁判所ニヲイテ村民申立ノ通リ至当ナル旨判決有之然処被告長右衛門ハ更ニ上等裁判所^五控訴シ明治十一年九月三十日質地受戻ノ要求不相立段裁判申渡相成候右ニ付テハ長右衛門ノ威勢弥益増長シ村民又ハ他人ニ対シ候テモ自己ハ既ニ法律ノ許ス所タルヲ誇張シ而シテ更ニ慈善ノ心ニ乏布従来葛藤ヲ生セシヨリ村民ニヲイテ小作延滞セルニ対シ督促却テ酷布終ニ小田原区裁判処^五出訴シ且初審裁判以來訴訟入費共合セテ式千四百円余ノ額ヲ一時調達スベキ旨往々催促ニ及ヒ候程ノ事ニ有之候此際ニ当リ候テモ近区々戸長等長右衛門宅へ推參シ縷々説諭ニ及フモ同人ハタトヒ訴訟費ヲ少々減スルモ地所受戻ノ儀ハ承引不致段申張リ爰ニ至リ村民ノ困却不容易右金円ヲ調達セン為メ縱令身代限り之御処置ヲ請ルモ銘々家族一同凍餓ニ及ブハ更ニ如何トモスルノ手段無之其際ニ当リ何レニ訴ヘ何レニ歎クヲ不知則チ大審院ニ到ラント欲スレハ更ニ入費ノ相補フナク無抛衆議ヲ以テ司法省へ掛込ミ願ヒノ一手段ニ帰シ則チ十月廿二日三名ノ總代ヲ以テ同省ニ至ルトイヘトモ筋違ナルヲ以テ御取上ケ無之由ニテ同月廿四日燔村セシヨリ一村ノ情況更ニ訴フルニ所ナク進退維谷終ニ暴拳襲撃ノ事ニ一決致候趣ニ有之候是ヨリ先キ長右衛門ニヲイ

テ傲慢強情弥益太布慈善ノ心乏布トイヘトモ聊心中不安モノアル歟新平民則旧番非人某ナルモノヲ抱ヘ入昼夜々廻リ等為致候由ニ候処村民ニヲヒテハ弥益其拳動ヲ惡ミ彼ノ暴拳ヲ促シ候哉ニモ相見ヘ申候則チ襲撃ノ節右旧番非人ノ死体ハ不忍言之残酷ニ及居候右等之事情ニ候処畢竟民事訴訟ハ此後大審院ニ出ルトモ亦自ラ其法律アリ又刑事ニヲイテモ勿論憲典アルアツテ苟モ枉ルベキモノニ有之間布況小官其任ニ無之ヲ以テ敢テ是非スヘキ儀ニハ無之候得共乍恐維新日猶淺ク法庭ノ律令漸ク調フニ近シトイヘトモ所謂民法ノ制猶未タ全タカラス徒ニ新規成文ノ律アルタメニ旧來慣習ノ法ヲ破ルノ弊アルニ似タルヲ以テ奸人之レニ乘シテ其意ヲ逞シフシ此際最モ行政事務ノ障碍ヲナス則チ前条真土村ノ如キ実ニ此外ニ出ザル様相見ヘ候間何卒実況御酌料有之追テ冠彌右衛門以下口供結案之上ハ特別之思食ヲ以テ寬典ノ御詮議被仰付候様仕度別紙相添予メ進呈仕置候且又地所受戻シ之件ハ既ニ大審院エ上告仕居候趣ニ付是亦前陳之次第御酌料之上臨時審庭ヲ被為開特別之御裁判被仰付度併テ上申仕候勿論斯迄重大之事ニ不立到様前以調理可仕ハ則チ地方官之實ニ有之小官ニヲイテ今更奉恐入候得共前条事件迫切之際ニ付要件耳上申仕候也

明治十一年十二月九日

神奈川縣令野村 靖

右大臣岩倉具視殿

(5) 明治十一年十一月二十一日・神奈川縣令野村
靖宛大任陶磁綾愛甲三郡各村人民綏代歎願書

歎願書

歎願書

大任陶磁綾愛甲三郡各村人民惣代一同恐惶恐懼謹シテ大任
郡真土村農寇^(イ)弥右衛門外十九名ノ為メニ歎願ス右^(イ)弥右衛
門等御不審ノ廉ヲ以テ官司ニ拘留セラル、ヤ久シ弥右衛
門等固ヨリ其犯罪如何ヲ知ルヲ得ザルモ私ニ之レヲ世説
ニ聞キ又之レヲ新聞紙ニ見レハ或ハ同村松木長右衛門一
家ヲ襲殺スル事件ニ可係ル者ノ如シ私共一同之レヲ聞テ
大ニ懼ル若シ果シテ然ラハ犯情ノ如何ヲ問ハス法律ノ罪
人社会ノ共ニ赦サ、ル所ナリ然レドモ私共窃カニ之レヲ
視察スルニ幾ント其事情ヲ解スル能ハサル者アリ彼ノ真
土村人民ト雖トモ固ヨリ一般人民ト異ナルナケレハ則チ

其父母ヲ慕ヒ妻子ヲ愛スルノ情ニ於テモ亦固ヨリ一般人
民ニ異ナルナカル可シ然ルニ今彼ノ村民其慕フ可キ父母
ヲ忘レテ之レヲ思ハス其愛ス可キ妻子ヲ棄テ、之レヲ顧
リミス罪ヲ犯シ法ニ触レ自家貴重ノ生命ヲモ棄テ、自カ
ラ暴殺ヲ行ハントスル者ハ思ニ怨惡ノ深キ恨怒ノ至リ必
ス言語ニ載ス可カラサル者アラン且夫レ人間心志ノ一ニ
シ輕キハ天下皆然ルノ情ナリ例ヘハ甲者怨ム所アルモ甲
者ノ私怨ニ係レハ乙者決シテ之レヲ怨ム者ニアラス又乙
者悦フ所アルモ乙者私悦ニ係ラハ甲者決シテ之レヲ悦フ
者ニ非ス何トナラハ甲乙其人各其利害ヲ同セサレハナリ
甲乙二人ノ間ニシテ且然リ況ンヤ十百人ノ衆キニ於テヤ
ヤ十百人ノ間ニシテ且然リ況ンヤ一村一郷ノ衆民ニ於テ
ヤヤ若シ一村一郷ノ衆民ニシテ悉ク之レヲ惡マバ是一人
ノ私怨ニアラスシテ一村一郷ノ公怨ナリ一人ノ利害ニ関
係スル者ニアラスシテ一村一郷ノ利害關係スル者ナリ今
真土村民ノ松木長右衛門ニ於ケルニ実ニ之レニ類スル者
ノ如シ是レ私共ニ於テ解セサル所以ナリ夫レ一人ノ私情
ヨリ之レヲ視察スレハ其父母ヲ忘レ妻子ヲ棄テ死ヲ決シ
テ怨讐ヲ報酬セントスル彼ガ如ク又一村ノ公情ヨリ之レ
ヲ觀察スレハ一村衆民一致同心シテ一家一人ヲ惡ム此ノ
如クナラハ真土村民ノ所業縱令党ヲ結ヒ類ヲ集メ凶器ヲ

明治十一年・神奈川県下真土村民騒擾事件關係裁判資料(一)(中山)

以テ人ヲ殺害スル等ハ即チ御国法ノ容サヽル所ナリト雖
トモ又一方ヨリ視察スレハ豈ニ長右衛門ノ身ニ於テ一村
衆民ノ怨惡ヲ招ク可キ原因ナキヲ保ス可ケンヤ且私共真
土村ノ近状ヲ熟視スルニ弥右衛門等就縛以來父ハ子ヲ失
ヒ妻ハ夫ニ離レ老幼婦女朝夕相集テ唯其父兄子弟ノ安否
如何ヲ憂慮スルノミ況ンヤ村民ノ飢寒旦暮ニ迫ルモ農業
手ニ附カス財ヲ失ヒ産ヲ離レントスル者比々皆是レナリ
若シ是ノ勢ヲ以テ一兩月ヲ經過セハ一村幾ント亡滅ニ帰
スルモ未タ知ル可カラス私共隣村隣郡ノ情之レヲ旁視ス
ルニ忍ヒス伏シテ願クハ我至仁⁽⁴⁾至明ノ官庁ニ於テ真土一
村ノ悲況慘状ヲ洞察セラレ早ク弥右衛門等ヲ以テ恩仁ノ
寛典ニ処セラレンコト是レ仰望ニ堪エサルナリ右大住陶
綾愛甲ノ三郡各村人民総代一同恐懼恐懼謹ンテ歎願仕候

明治十一年十一月廿一日

神奈川県下

第貳拾貳大区

相模國大住郡

南原村⁽¹⁾

村惣代

小沢甚右衛門印

村用補助

笹尾甚兵衛印

中原上宿⁽²⁾

村惣代

小川庄左衛門印

村用補助

磯部市郎右衛門印

中原下宿⁽³⁾

村惣代

今井八五郎印

村用補助

原 甚右衛門印

八幡村⁽⁴⁾

村惣代

石川藤助印

村用掛

吉川善六印

四ノ宮村⁽⁵⁾

村惣代

上原重郎左衛門印

村用補助

新倉李左衛門印

村用掛

岩田平左衛門印

田村⁽⁶⁾

村惣代

小宮七左衛門印

村用補助

福島治兵衛印

同

小宮彦左衛門印

大神村⁽⁷⁾

村惣代

小菅治郎橋印

村用掛

石井金兵衛印

吉際村⁽⁸⁾

村惣代

柳下利兵衛印

兼村用掛

石井金兵衛印

石田村^⑨

角田清右衛門印

村惣代

米山嘉三郎印

酒井村村用掛代理^⑩

村用掛

米山嘉三郎印

村用掛

細野清太郎印

岡田村^⑪

村惣代

山口善兵衛印

村用掛

細野清太郎印

右副戸長

川崎太兵衛印

土屋村^⑫

村用掛補助

蓑島吉平印

上吉澤村^⑬

村用掛補助

二宮徳次郎印

下吉澤村^⑭

村用補助

山田貞治印

千須谷村^⑮

村用掛

曾我忠左衛門印

片岡村^⑯

村用掛

大澤市左衛門印

廣川村^⑰

村用掛

重田甚平印

公所村^⑱

村用掛

宮崎忠左衛門印

根坂間村^⑲

村用補助

長橋亀五郎印

河内村^⑳

村用補助

鈴木牧三郎印

徳延村^㉑

村用掛

吉澤佐右衛門印

纏村^㉒

村用掛

小澤李二郎印

長持村^㉓

村用掛

田中覺左印

上大槻村^㉔

村用掛補助

小島兵太郎印

下大槻村^㉕

村用掛

高橋卯内印

右戸長

端山根二郎印

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件關係裁判資料(一)(中山)

三ノ宮村⁽²⁸⁾

惣代人

西野萬右衛門印

神戸村⁽²⁷⁾

村用補助

今井清兵衛印

串橋村⁽²⁸⁾

村用掛

横山才次郎印

坪ノ内村⁽²⁸⁾

村用掛

小泉清右衛門印

笠窪村⁽³⁰⁾

村用掛

中村五郎右衛門印

落幡村⁽³¹⁾

村用補助

芦川優蔵印

北矢名村⁽³²⁾

村用掛

三井精造印

南矢名村⁽³³⁾

村用掛

前田代次郎印

真田村⁽³⁴⁾

村用補助

見留糸右衛門印

北金目村⁽³⁵⁾

村用掛

柳川長右衛門印

南金目村⁽³⁶⁾

飯島村⁽³⁷⁾

村用掛補助

尾崎幾治郎印

入野村⁽³⁸⁾

村用掛

今井源左衛門印

寺田細村⁽³⁹⁾

村用掛

吉川長五郎印

右副戸長

上粕谷村⁽⁴⁰⁾

村用掛

安田寅治印

下粕谷村⁽⁴¹⁾

用掛

鷓川九兵衛印

池端村⁽⁴²⁾

村用掛

古谷半助印

東大竹村⁽⁴³⁾

村用掛補助

大澤喜七郎印

伊勢原村⁽⁴⁴⁾

村用掛

渡邊平左衛門印

田中村⁽⁴⁵⁾

村用掛

加藤為蔵印

佐藤善八印

森 勘六郎印

板戸村⁽⁴⁸⁾

村用掛

戸田徳右衛門印

白根村⁽⁴⁷⁾

村用掛

越地市太郎印

大山町⁽⁴⁸⁾

町用掛

吉川帆澄印

子易村⁽⁴⁹⁾

村用掛

大津定右衛門印

日向村⁽⁵⁰⁾

村用掛

森屋用三印

右

戸長不在二付代兼
副戸長

今井傳二郎印

丸島村⁽⁵¹⁾

村用補助

山口栄次郎印

大畑村⁽⁵²⁾

村用補助

小林廣吉印

矢崎村⁽⁵³⁾

村用掛補助

杉山源七印

上入山瀬村⁽⁵⁴⁾

村用掛補助

土屋作左衛門印

西海地村⁽⁵⁵⁾

大句村⁽⁵⁶⁾

村用掛補助

柏木庄兵衛印

馬渡村⁽⁵⁷⁾

村用掛補助

風間儀三郎印

上平間村⁽⁵⁸⁾

村用掛

亀井庄左衛門印

下平間村⁽⁵⁹⁾

村用掛

柏木喜三郎印

小鍋島村⁽⁶⁰⁾

村用掛

杉山長左衛門印

大島村⁽⁶¹⁾

村用掛

長谷川三郎兵衛印

下島村⁽⁶²⁾

村用補助

山梨安兵衛印

打間木村⁽⁶³⁾

村用補助

賀川万右衛門印

小峯村⁽⁶⁴⁾

村用補助

鈴木庄左衛門印

宮下村⁽⁶⁵⁾

村用掛

新藤治右衛門印

豊田本郷⁽⁶⁶⁾

村用掛補助 関野三郎兵衛印

平等寺村⁽⁶⁷⁾

村用掛 富塚要輔印

北大繩村⁽⁶⁸⁾

村用掛補助 佐野清左衛門印

右

戸長 今井栄次郎印

東富岡村⁽⁶⁹⁾

村用掛 高橋浅次郎印

西富岡村⁽⁷⁰⁾

村用補助 小沢元右衛門印

粟窪村⁽⁷¹⁾

多田勘兵衛印

高森村⁽⁷²⁾

村用掛 笹子桑右衛門印

見附島村⁽⁷³⁾

村用掛 岩崎重郎左衛門印

石田村⁽⁷⁴⁾

村用掛 溝呂木市兵衛印

上落合村⁽⁷⁵⁾

村用掛兼務 下島長右衛門印

下落合村⁽⁷⁶⁾

村用掛兼務 下嶋長右衛門印

小稲葉村⁽⁷⁷⁾

村用掛 成瀬兵右衛門印

上谷村⁽⁷⁸⁾

村用掛 新倉嘉右衛門印

下谷村⁽⁷⁹⁾

村用掛補助 亀井善八印

沼目村⁽⁸⁰⁾

村用掛 磯崎石之助印

長沼村⁽⁸¹⁾

村用掛兼務 下嶋長右衛門印

下津古久村⁽⁸²⁾

村用掛 下島長右衛門印

右戸長 亀井三左衛門印

平塚駅⁽⁸³⁾

村用掛 原田勝太郎印

同新宿⁽⁸⁴⁾

村用補助 成瀬治兵衛印

馬入村⁽⁸⁵⁾

村用掛 杉山政二郎印

須賀村⁽⁸⁶⁾
村用掛

梶山善次印

右副戸長

高橋傳右衛門印

千村⁽⁸⁷⁾
村用掛補助

永山治右衛門印

洪澤村⁽⁸⁸⁾
村用掛

栗原貞治郎印

平沢村⁽⁸⁹⁾
村用掛

加藤與五右衛門印

今泉村⁽⁹¹⁾
村用掛

清水仙左衛門印

尾尻村⁽⁹²⁾
村用掛補助

高橋勝武印

西大竹村⁽⁹³⁾
村用掛補助

高橋四郎兵衛印

堀沼代村⁽⁹⁴⁾
村用補助

米山三郎兵衛印

代理岩間弥平次

堀斎藤村外三ヶ村⁽⁹⁵⁾

村用掛 岩田伊太郎印

堀川村⁽⁹⁶⁾
村用補助

飯田清右衛門印

堀山下村⁽⁹⁷⁾
村用補助

村上幸八印

戸川村⁽⁹⁸⁾
村用掛

村上國三郎印

三屋村⁽⁹⁹⁾
惣代人

桐山平五郎印

横野村⁽¹⁰⁰⁾
村用掛

柏木何平印

菩提村⁽¹⁰¹⁾
村用補助

小泉市三郎印

右区

副戸長

大森豊八印

戸長

谷 平右衛門印

羽根村⁽¹⁰²⁾
惣代人

長沢梅三郎印

寺山村⁽¹⁰³⁾
村用補助

古谷徳次郎印

西田原村⁽¹⁰⁴⁾

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

村用補助

石渡善八印

東田原村

村用補助

込山庄右衛門印

落合村

村用掛

田代文造印

名古屋村

村用掛

小泉市五郎印

蓑毛村

村用掛補助

相原弥五右衛門印

善波村

村用掛

飯塚浅太郎印

小蓑毛村

村用補助

向原多兵衛印

曾谷村

村用掛

三嶽六郎左衛門印

右区

副戸長

奥津弥平印

戸長

村上長兵衛印

陶綾郡

川匂村

惣代人

善波七右衛門印

村用掛兼務

西山善蔵印

山西村

村用掛補助

川上弥助印

二ノ宮村

村用掛

西山善蔵印

古澤源七印

村用掛補助

古沢平七印

國府新宿

村用掛

熊沢弥平印

國府本郷

村用掛

松木鈷太郎印

山口四郎左衛門印

村用掛補助

小島市右衛門印

中里村

村用掛

小林七郎右衛門印

一色村

村用掛補助

関山清兵衛印

柳川吉左衛門印

村用掛

宮田喜太郎印

西ノ久保村

熊澤文右衛門印

熊代入
村用掛
柏木惣吉印

黒岩村^(註)

熊代入

守屋奥右衛門印

守屋惣左衛門印

虫窪村^(註)

二宮熊二印

土方八百松印

生沢村^(註)

二宮治平印

竹内仁左衛門印

寺坂村^(註)

杉崎七郎平印

渡辺慶次郎印

出縄村^(註)

須藤清左衛門印

須藤才次郎印

萬田村^(註)

吉川清左衛門印

吉川治郎右衛門印

高根村^(註)

比企野弥左衛門印

村用補助
村用掛
真壁鍊次郎印

山下村^(註)

近藤傳吉印

高橋九兵衛印

熊代入

二宮貞勝印

戸長

西小磯村^(註)

大磯駅^(註)

川崎孫右衛門印

西海孫七印

高麗村^(註)

曾根田重兵衛印

右

戸長 小嶋壯三印

副戸長 宮代謙吉印

第廿三大区式小区

愛甲郡

厚木町^(註)

町用掛補助 斎藤長七印

同 渋谷 健印

同大区同小区

同郡

金田村^(註)

村用掛

飛鳥井幸左衛門印

同大区同小区

同郡

恩名村^(註)

村用掛補助

和田傳左衛門印

同大区同小区

同郡

船子村^(註)

村用掛

浅岡一十郎印

同大区同小区

同郡

愛甲村^(註)

村用掛

石井勇吉印

右式小区

副戸長 澁呂木環印

戸長 高梨能有印

同大区三小区

同郡

妻田村^(註)

村用掛

長野仙太郎印

右区

戸長 永野 茂印

同大区老小区

同郡

林村^(註)

村用掛

平井茂平印

同大区同小区

同郡

戸室村^(註)

霜島甚四郎印

同大区同小区

副戸長 鈴木清太郎印

大住郡

平塚新宿^(註)

八幡神社祠官

雲出高明印

四ノ宮村⁽¹⁾

前島神社祠掌

神代 泉印

同村

大念寺住職

見光学随印

高林寺住職

松永旭応印

平塚宿⁽²⁾

要法寺住職

守屋日遂印

陶綾郡

大磯宿⁽³⁾

善福寺住職

伊東希元印

大住郡

徳延村⁽⁴⁾

明王院住職

石井秀辨印

真土村⁽⁵⁾

圓隆寺住職

木村日雅印

東光寺住職

同村

妙楽寺兼務

松本法順印

第廿貳大区

副区长 福井源兵衛印

区长 大澤精一印

神奈川縣令野村 靖殿

(6) 明治十一年十二月二十六日・内務卿伊藤博文

宛神奈川縣令野村 靖上申書)

庶第千八百九十号

真土村暴民所分之義歎願書之儀二付上申

管下相州大住郡真土村暴民御所分之儀二付先達于右大臣

明治十一年・神奈川縣下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

明治十一年・神奈川県下真土村毘民騒擾事件關係裁判資料(一)(中山)

殿へ事情具申候趣上申仕置候処尚權中教正吉水玄信等ヨリ別紙歎願書差出候ニ付別紙之通太政大臣殿へ上申致置候条此段上申候也

(8) 明治十一年十二月二十六日・太政大臣三條実美宛神奈川縣令野村 靖上申書)

明治十一年十二月廿六日 神奈川縣令野村 靖

神奈川縣令野村靖

内務卿伊藤博文殿

(7) (6)の写し)

庶第千八百九十号

真土村暴民所分之義嘆願書之儀ニ付上申

管下相州大住郡真土村暴民御所分之儀ニ付先達テ右大臣殿へ事情具申候趣上申仕置候処尚權中教正吉水玄信等ヨリ別紙歎願書差出候ニ付別紙之通太政大臣殿へ上申致置候条此段上申候也

庶第千八百九十号

真土村暴民所分之儀歎願書之儀ニ付上申

管下相州大住郡真土村暴民御所分之儀ニ就テハ先達テ右大臣殿へ事情具申仕置候趣モ有之候処尚權中教正吉水玄信外三名ヨリ別紙歎願書差出候条宜敷御詮議相成度別紙相添此段上申仕候也

明治十一年十二月廿六日 神奈川縣令野村 靖

太政大臣三條実美殿

(9) 明治十一年十二月二十四日・神奈川縣令野村 靖宛權中教正吉水玄信等歎願書)

明治十一年十二月廿六日 神奈川縣令野村 靖

奉哀訴歎願書

内務卿伊藤博文殿

相模國大住郡真土村松木長右エ門事件ニ付許多ノ人民捕縛ニ相成過月中ヨリ御吟味中ノ趣就テハ該村内ハ勿論近傍數箇村幾千人ノ老幼ニ至迄慘痛ノ状見聞ニ忍ヒス且歳

除ニ迫リ寢食ヲ安セサル旨伝聞仕憫然ノ至吾輩教職ノ責任ニ居リ恐慮ニ耐ス躬ヲ教導ノ及ハサルヲ深ク慙愧仕候依テ奉哀訴候モ千恐萬懼ノ至ニ候得共窃ニ其情実ヲ察スルニ此奉ヤ全ク進退止ヲ得サルニ出テ、即チ一朝ノ忿ニ其身ヲ忘ル、者ノ如シ仰キ冀クハ

朝廷至仁非常ノ御詮議ヲ以彼等ヲ罪過ト共ニ吾輩ニ御預ケ被下候ハ、速ニ得度致サセ永ク怨讐ノ根ヲ断チ全村保安ノ域ニ至ラン然トキハ之ヲ大ニシテハ天下億兆ノ人民倍ス

朝恩ノ洪大ナルヲ感佩シ之ヲ小ニシテハ該村ノ全民其所ニ安シ愈稼穡ニ勉勵シ 天恩ノ萬一ヲモ報シ奉ルヘクト奉存候何卒前条彼此ノ情実深ク御憫察被成下情願ノ趣速ニ御採用被成下度此段萬死ヲ願ミス一同涕泣只管奉歎願候也

明治十一年十二月二十四日

御管下相模國高坐郡藤沢宿
浄土宗常光寺住職

訓導 山本達成

御管下相模國三浦郡浦賀町
浄土宗法幢寺前住職

權中講義 三浦辨栄

御管下相模國鎌倉郡長谷村

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件關係裁判資料(一) (中山)

浄土宗高德院住職

少講義 樹下信戒

御管下相模國鎌倉郡乱保材木座村

浄土宗光明寺住職

權中教正 吉永玄信

神奈川縣令野村 靖殿

(第二号・太政官ヨリ本犯口供結了大審院批下前書類差出方照会書)

① 明治十二年一月十八日・司法卿大木喬任宛太政大臣三條実美照会書)

神奈川縣下真土村農冠アヅマ弥右衛門始処分ノ儀ニ付別紙之通同縣ヨリ上申候条本犯口供結了大審院批下前ニ右口供致一見度候条御差出可有之此旨及照会候也

明治十二年一月十八日

太政大臣三條実美

明治十一年・神奈川県下其土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

司法卿大木喬任殿

(附箋)

本文神奈川県開申書類ハ

太政官ヨリ十二年七月九日ノ照会ニ依リ

返却ス

未案

但シ該書ハ内務省及ヒ同縣令ヨリ

当省ヘ宛タル書面ニ属スル分ト同一

ニ付別段謄写添付セス 飯田

神奈川県下真土村農冠彌右エ門始犯罪処分之儀ニ付別紙

之通り太政大臣ヨリ御照会ニ付テハ大審院ハ勿論犯罪酌

量減等モ難計ニ付左案ノ通り東京上等裁判所ヘモ御達可

相成哉仰 高裁候也

大審院へ御達案

第貳百三十号

大審院

神奈川県下真土村農冠彌右エ門始犯罪処分之儀ニ付東京

上等裁判所ヨリ批可ヲ請ヒ候ハ、太政官ヨリ照会ノ趣モ

有之ニ付取調済下附以前一応可申出候事

明治十二年一月廿二日 司法卿

東京上等裁判所へ御達案

第貳百三十四号

東京上等裁判所

神奈川県下真土村農冠彌右エ門始犯罪処分ノ儀ニ付横濱

裁判所ヨリ批可ヲ請候ハ、太政官ヨリ照会ノ趣モ有之ニ

付取調済大審院へ批可ヲ請フ以前一応可申出候事

明治十二年一月廿二日 司法卿

明治十二年一月

執筆 竹田

脚 大木

庶務課長 騷調之印

輔

脚 大木

明治十二年一月

執筆 竹田

庶務課長 騷調之印

輔

神奈川縣下真土村農冠^(マツ)弥^(マツ)右衛門始犯罪処分之儀ニ付別紙
之通り太政大臣ヨリ御照会ニ付テハ大審院へ御達可相成
ハ勿論ノ儀ニ候得共現今神奈川縣ヨリ横濱裁判所へ將ニ
求刑セントスルノ際ニテ口供甘結上等裁判ヲ経テ大審院
へ相廻リ候迄ハ尚時日モ可有之且酌量減等ノ処分モ難計
ニ付先以テ左案ノ通り横濱裁判所へ御達可相成哉且右一
件ニ付内務省ヨリモ別紙ノ通り文通ニ付供高閔候仰高裁
候也

御達案

第三百三十三号

横濱裁判所

神奈川縣下真土村農冠^(マツ)弥^(マツ)右エ門始犯罪処分ノ儀神奈川縣
ヨリ求刑致シ候ハ、太政官ヨリ照会ノ趣モ有之ニ付口供
甘結擬律相成候へハ処分前一応可申出候事

明治十二年一月廿二日 司法卿

右太政官ヨリノ御照会ニ添へ有之候

○十一年十二月九日附神奈川縣令上申書

○大住陶綾愛甲ノ三郡各村人民總代一同歎願書

明治十一年・神奈川縣下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

○權中教正吉水玄信外三名歎願書

右三廉ノ書類八十二年一月十四日附内務省ヨリ回送ノモ
ノト同一ニ付茲ニ略ス

但右書類八十二年七月十日太政官へ外書類一同返却

ス水谷

(第四号・神奈川縣令ヨリ本犯冠^(マツ)弥^(マツ)右衛門始廿六名寛典
処分ノ儀上申書)

① 明治十二年三月(日欠)・司法省内稟議書

明治十二年三月

執筆竹田

脚大木

庶務課長

輔

神奈川縣令ヨリ冠^(マツ)弥^(マツ)右エ門始メ外廿六名松木長右^(マツ)エ門一
家ヲ暴殺一件ニ付犯罪断案見込書別紙ノ通り申出候ニ付
供高覽候也

② 明治十二年三月二十五日・司法卿 大木喬

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

任宛神奈川縣令野村 靖上申書)

本署甲第貳百〇卷号

冠弥右衛門始メ廿六名犯罪特典之

儀ニ付上申

冠弥右衛門始メ廿六名ニ於テ松木長右衛門一家ヲ侵襲殺傷シタル原由ヲ探知スルニ抑長右衛門方ハ數百年來ノ富豪ニシテ其村吏タル又世襲タリシヨリ從來村民ノ長右衛門ヲ視ル事自カラ地頭領主ノ如シ依之又長右衛門ノ村民ニ於ケル奴隸視シタルモノ、如シ由是維新以來ニ至ルモ未タ旧習ヲ脱セス常ニ尊大ヲ構ヘ特ニ威權ヲ弄シ然シテ其所置スル処往々压制ニ涉リ且長右衛門ノ性質タル元來貪婪ニシテ頗ル慈愛ノ心ニ乏シ從テ此間村民ト大ニ結怨隔意ヲ生シタルヨリ先年地券發行ニ際シテ村民六十五名ニ於テハ年來長右衛門方へ質入セシ地券名受ハ旧地主則自分共ニ於テ致度旨主張セリ然ルニ長右衛門ニ於テハ地券名受ハ質取主ニ於テ可致至当ナルノ成規タルトノ辭柄ト後日質置主ニ於テ該地受戻請求アレハ旧約ニ基キ何時モ之ニ応スルノ証言ト及役威トニヨリ圧力ヲ以テ遂ニ承諾ヲ取リ地券名受ハ質取主則長右衛門之ヲ為セリ然ルニ爾後質置主ノ中旧約ニ基キ該質地受戻シ度旨申入タルモ

長右衛門ニ於テハ旧約ニ基キ受戻シニ応スルノ証言ハ素ト謀言ニ出タルモノ歟今更種々ノ口実ヲ設ケ之レニ応セザルニ付無摺質地受戻ノ義更ニ民事裁判ヲ仰クニ至タリ然ルニ此際長右衛門ニ於テハ村吏職務上ノ所行ニ付不正ノ疑ヲ免レザルモノアリテ其廉ハ別ニ吟味顯出ニ及ハレタリ就テ長右衛門ハ直チニ村吏解職該件ハ爾來糾問掛ノ審理中ニ有之然シテ民事ノ詞訟ハ初審裁判所ニ於テハ質置主ノ請求相立タルモ終審裁判所ニ於テハ更ニ請求不相立ト判決セリ其故如何トナレハ長右衛門ニ於テハ其村吏中ノ所為ナレハ何レモ當時ノ法例ニ遵ヒ自己便利ノ為メ能ク其契約ノナシアルモ其質置主共ニ於テハ貧民且暗愚ニシテ畜ニ長右衛門ノ權威ニ压制サレタル契約ニ出テ、或ハ口頭ニ止マリ又ハ僅カニ一村ノ旧慣ヲ以テ陳述スルニ止マリテ裁判ノ詞訟權利上頗ル其不便ヲ生シタリ由是觀之ハ此上大審院へ出訴スルモ質置主ノ請求相立ヘキ看認メモ難測殊ニ訴訟入費モ既ニ尽キ果テ殆ント疲弊ノ折柄ニ付不得止一策ヲ想起シ司法省へ歎願ヲナシ萬一ノ憐悻ヲ試ミタレトモ素ト成規ニ悖ルヲ以テ受理セラレス依之尚一層ノ失望困却ヲ生セリ然ルニ此際長右衛門ヨリハ初審終審兩裁判ノ訴訟入費ト該質地小作代明治九年以來ノ延滞金數千円余トノ返済催促ニ及ハレ進退此ニ谷マリ

從テ悲歎怨恨陸続タリ就テ弥^{トマ}右衛門情々思惟ス斯ル不幸ニ会遇スルモ自カラ為ス所ニアラス是專ラ長右衛門ノ所為ナレハ何ソ空シク此冤ヲ吞ミ坐シテ餓死スルヲ待ンヤ寧口奮発抛身命長右衛門一家ヲ討滅暗怨ノ上斃レテ止ムニ如カスト勃然決意シ夫ヨリ党類外廿五名ヲ勸誘該暴拳ニ及ヒタルモノナレバ長右衛門一家ノ被害タル全ク自カラ招ク所ニシテ該犯廿六名ノ犯罪タル哉固ト不得止ノ事情ニ出テ尋常賊心ヨリナス者ト其犯情ヲ異ニシ事情懸諒寛恕スヘキモノアリ且本犯等ノ所犯タル能ク之ヲ熟察スルニ決テ尋常之謀殺ヲ以テ論スヘキモノニ無之一ハラ兇徒聚衆ノ性質ヲ有タルモノナレハ一同重刑ヲ以テ其服役ニ処セラレ候様ニテハ該村ノ興廢ニモ関シ不容易事ニ付旁御酌量相成度依テ別紙断案書相副特典之儀成規ニ照シ申出候儀ニハ候得共為念此段別テ上申仕置候也

明治十二年三月廿五日 神奈川縣令野村 靖

司法卿大木喬任殿

神奈川縣令野村靖

追テ別岩倉右大臣殿下へ差進シタル書面写相添置候也

(3) 明治十二年三月二十五日・司法卿大木喬任宛
神奈川縣令野村 靖上申書 (2) と同一内容である

本署甲第貳百〇壹号

冠^{トマ}右衛門始メ廿六名犯罪特典之儀ニ付上申

冠^{トマ}右衛門始メ廿六名ニ於テ松木長右衛門一家ヲ侵襲殺傷シタル原由ヲ探知スルニ抑長右衛門方ハ數百年來ノ富豪ニシテ其村吏タル又世襲タリシヨリ從來村民ノ長右衛門ヲ視ル事自カラ地頭領主ノ如シ依之又長右衛門ノ村民ニ於ケル奴隸視シタルモノ、如シ由是維新以來ニ至ルモ未タ旧習ヲ脱セス常ニ尊大ヲ構ヘ特ニ威權ヲ弄シ然シテ其所置スル処往々压制ニ涉リ且長右衛門ノ性質タル元來貪婪ニシテ頗ル慈愛ノ心ニ乏シ從テ此間村民ト大ニ結怨隔意ヲ生シタルヨリ先年地券發行ニ際シテ村民六十五名ニ於テ八年來長右衛門方へ質入セシ地券名受ハ旧地主則自分共ニ於テ致度旨主張セリ然ルニ長右衛門ニ於テハ地券名受ハ質取主ニ於テ可致至当ナルノ成規タルトノ辭柄ト後日質置主ニ於テ該地受戻請求アレハ旧約ニ基キ何時モ之ニ応スルノ証言ト及役威トニヨリ圧力ヲ以テ遂ニ承

諾ヲ取り地券名受ハ質取主則長右衛門之ヲ為セリ然ルニ爾後質置主ノ中旧約ニ基キ該質地受戻シ度旨申入タルモ長右衛門ニ於テハ旧約ニ基キ受戻シニ応スルノ証言ハ素ト謀言ニ出タルモノ歟今更種々ノ口実ヲ設ケ之レニ応セザルニ付無拠質地受戻ノ義更ニ民事裁判ヲ仰クニ至タリ然ルニ此際長右衛門ニ於テハ村吏職務上ノ所行ニ付不正ノ疑ヲ免レザルモノアリテ其廉ハ別ニ吟味願出ニ及ハレタリ就テ長右衛門ハ直チニ村吏解職該件ハ爾來糾問掛ノ審理中ニ有之然シテ民事ノ詞訟ハ初審裁判所ニ於テハ質置主ノ請求相立タルモ終審裁判所ニ於テハ更ニ請求不相立ト判決セリ其故如何トナレハ長右衛門ニ於テハ其村吏中ノ所為ナレハ何レモ當時ノ法例ニ遵ヒ自己便利ノ為メ能ク其契約ノナシアルモ其質置主共ニ於テハ貧民且暗愚ニシテ畜ニ長右衛門ノ權威ニ压制サレタル契約ニ出テ、或ハ口頭ニ止マリ又ハ僅カニ一村ノ旧慣ヲ以テ陳述スルニ止マリテ裁判ノ詞訟權利上頗ル其不便ヲ生シタリ由是觀之ハ此上大審院へ出訴スルモ質置主ノ請求相立ヘキ看認メモ難測殊ニ訴訟入費モ既ニ尽キ果テ殆ント疲弊ノ折柄ニ付不得止一策ヲ思起シ司法省ハ歎願ヲナシ萬一ノ僥倖ヲ試ミタレトモ素ト成規ニ悖ルヲ以テ受理セラレス依之尚一層ノ失望困却ヲ生セリ然ルニ此際長右衛門ヨリハ

初審終審兩裁判ノ訴訟入費ト該質地小作代明治九年以來ノ延滞金数千円余トノ返済催促ニ及ハレ進退此ニ谷マリ從テ悲歎怨恨陸續タリ就テ弥(ト)右衛門情々思惟ス斯ル不幸ニ會遇スルモ自カラ為ス所ニアラス是專ラ長右衛門ノ所為ナレハ何ソ空シク此冤ヲ吞ミ坐シテ餓死スルヲ待ンヤ寧ロ奮発抛身命長右衛門一家ヲ討滅晴怨ノ上斃レテ止ムニ如カスト勃然決意シ夫ヨリ党類外廿五名ヲ勸誘該舉拳ニ及ヒタルモノナレバ長右衛門一家ノ被害タル全ク自カラ招ク所ニシテ該犯廿六名ノ犯罪タル哉固ト不得止ノ事情ニ出テ尋常賊心ヨリナス者ト其犯情ヲ異ニシ事情懲諒寬恕スヘキモノアリ且本犯等ノ所犯タル能ク之ヲ熟察スルニ決テ尋常之謀殺ヲ以テ論スヘキモノニ無之一ハラ兇徒聚衆ノ性質ヲ有タルモノナレハ一同重刑ヲ以テ其服役ニ処セラレ候様ニテハ該村ノ興廢ニモ関シ不容易事ニ付旁御酌量相成度依テ別紙断案書相副特典之儀成規ニ照シ申出候儀ニハ候得共為念此段別テ上申仕置候也

明治十二年三月廿五日 神奈川県令野村 靖

神奈川県令
野村靖

司法卿大木喬任殿

追テ別岩倉右大臣殿下へ差進シタル書面写相添置候也

(5) 明治十一年十二月九日・右大臣岩倉具視宛神奈川縣令野村 靖上申書)

(4) 断案見込書

真土村暴徒御処分之儀ニ付上申

断案見込書

終身 冠 弥^(マヤ)右衛門
七年 伊藤 佐^(サ)治^(チ)衛^(ヱ)
七年 高橋 新七
七年 福田小左衛門
七年 冠 傳次郎
七年 伊藤 元良
五年 伊藤 音五郎
二年 石川儀^(ノリ)右衛門
冠 峰 松
同 伊藤兵左衛門
同 新倉 嘉兵衛
同 佐藤 安五郎
同日 井上所左衛門
百日贖罪 外十三名

去月廿六日夜本縣下相州大住郡真土村農冠^(マヤ)弥^(マヤ)右衛門外廿五名之者同村松木長右衛門之家ヲ襲撃シ長右衛門ヲ始メ其家族雇人共七人ヲ殺シ及ヒ四人ノ者ニ傷痍ヲ負ハセ家屋ヲ焼却セシニ付直チニ警察吏ヲ派遣シ右暴徒ヲ捕拿致シ夫々鞫訊ノ末昨今正ニ口供甘結ニ至ラントス然ル処大住陶綾愛甲三郡ノ各村戸長及人民ヨリ別紙之通出格寛典之御処分ヲ仰キ度歎願書差出候ニ付夫々呼出歎願之趣ハ固禁ヲ犯シ候上ハ自ラ法典アルアリテ事情ヲ酌料スル等其筋ニツイテ素ヨリ御詮議可有之一ニ歎願ニ依リ固ノ法則ヲ動カスモノニ無之段一応懇諭ニ及ヒ而シテ該書面ハ折角慈愛ノ心ヨリシテ出候事ニ付正ニ落手致置段申聞候抑真土村激発ノ濫觴及情況ヲ尋ヌルニ外村々ト一種別ノ慣習アリテ百年前ヨリ地所無期限質入ヲ名トシテ其実一時ノ窮ヲ救フニ止マリ金円調返ノ上ハ何時モ請戻シ来リ或ハ古畝歩一反ニテ其実繩延ヒ二反ニ有之場処ヲ質入スルニ当リ実畝歩二反ノ内三畝ハ質入主作り取り残り壹反七畝ヲ以テ金円ヲ借入ノ約束ニテ而シテ該証文ハ則チ旧

畝歩一反ヲ以書入致來り候事ニ候処明治六年旧足柄縣ニ
 ヲイテ地券發行ノ際質入主六十五名ノ者ヨリ右等一種ノ
 習慣ヲ以テ質入致シ來り候儀ニ付尋常質入年期ヲ以テ分
 ヲ可受事ニ無之同權質取主同村ニ於テ外廿三名アリ是等現ニ取計
 クルヲ以テ該村ハ特別ノ習慣アルヲ知ルニ足レリ且作り
 取地所ヲモ偏ニ証文前ニ寄リ相渡スヘキ筋ニ無之旨ヲ
 以各質入主ノ名請ニシテ地券御下渡相成度長右衛門エ
 申出候処當時長右衛門ハ区長兼戸長職相勤居同人
 ニツイテハ一般御成規ニヨリ質取主ニテ地券ノ名請可
 致答ト強テ申聞且從來慣習ノ約束アル故後日何時
 ナリトモ金円調返ノ上ハ地所受戻サスベキ段相答
唯口頭ニ止マリテ証書ナキト雖モ旧役人足レ其上當時ノ村吏等立會保
 ノ証言及実地状況ヲ以テ之ヲ推知スルニリ
 証ニヨリ質入主即チ前六十五名ニツイテモ更ニ疑念抱カ
 ス長右衛門名請ニ為致候由ニ有之候然ルニ明治八年間ヨ
 リ地租改正着手有之爾後銘々所有權ヲ慥カムル等ノ説ア
 ルヲ以テ村民ニツイテモ徒ニ旧來ノ慣習ニヨリ質入候上
 縦令口約束アルニセヨ公然名請等他人ノ名義ニ致シ置候
 テハ終ニ自己所有ノ權ヲ失ヒ候様可立到哉ト心付候ヨリ
 質地受戻シ及ヒ又請戻シ難キ分ハ嘗テ分畝歩丈ケノ區別
 ハ旧地主ノ名義ニ帳簿記載方ノ儀等夫是長右衛門へ申入
 候処改正地圖地引帳等モ既ニ現地區域ニ抛リ夫々番号ヲ
 附シ綿密ニ調成セシコトナレハ分畝歩等ノ名存ニ於テ聊

懸念有之マシク孰レニモ段別繩量ノ検査為相濟其上質地
 受戻シ方等ノ示談可及旨程能ク申紛カシ而シテ地圖地引
 帳簿へハ一己名受ニ相認メ村民印形等ハ予テ自分宅へ取
 集メ置自己連署ヲシテ出セシモノナラン歟將又旧足柄
 縣被廢本縣ニ合併引繼ノ儀ハ明治九年五月ニシテ爾來改
 租事業抄運ヲ促シ同年七月縣官該村へ巡回シ耕地一筆限
 畝杭打建サセ地圖地引帳へ照ラシ段別丈量検査セシニ村
 民異儀ヲ稱フ歎訴シテ曰ク各地ニ分畝歩ノ原因アリテ区
 域ヲ異ニス夫レヲモ問一ト筆一ト番号ヲ附与シテ長右
 衛門名受ト相成候トキハ數戸ノ人民旧來ノ所有地ニ離ル、
 而已ナラス彼レニ掠奪セラル、ニ均シト從來土地ノ慣行
 云々ヲ主張シテ止マス是ニ因リ四隣村吏へ實際ノ事由ヲ
 推問スルニ村民ノ申立真正ニ有之段保証ス右ニ付テハ戸
 長兼村用掛職務差免其後当庁江呼出屢々説示ニ及ヒ且近
 村区戸長其外ヨリモ度々懇諭為致候ト雖モ一切不取用強
 情弥熾ニ有之候ヨリ明治九年十一月十二日ヨリ追々同村
 六十五名ノ者地所受戻ノ儀横濱裁判所エ出訴及候処同裁
 判所ニツイテ村民申立ノ通り至当ナル旨判決有之然処被
 告長右衛門ハ更ニ上等裁判所エ控訴シ明治十一年九月三
 十日質地受戻ノ要求不立段裁判申渡相成候右ニ付テハ
 長右衛門ノ威勢弥益增長シ村民又ハ他人ニ對シ候テモ自

己ハ既ニ法律ノ許ス所タルヲ誇張シ而シテ更ニ慈善ノ心ニ乏布從來葛藤ヲ生セシヨリ村民ニヲイテ小作延滞セルニ對シ督促却テ酷布終ニ小田原区裁判所へ出訴シ且初審裁判以來訴訟入費共合セテ式千四百円余ノ額ヲ一時調達スベキ旨往々催促ニ及ヒ候程ノ事ニ有之候此際ニ當リ候テモ近区々戸長等長右衛門宅へ推參シ縷々談論ニ及モ同人ハタトヒ訴訟費ヲ少々減スルモ地所受戻ノ儀ハ承引不致段申張り爰ニ至リ村民ノ困却不容易右金円ヲ調達セン為メ縱令身代限り之御処置ヲ請ルモ銘々家族一同凍餓ニ及ブハ更ニ如何トモスルノ手段無之其際ニ當リ何レニ訴へ何レニ歎クヲ不知則チ大審院ニ到ント欲スレハ更ニ入費ノ相補フナク無抱衆議ヲ以テ司法省エ掛込ミ願ヒノ一手段ニ帰シ則十月廿二日三名ノ總代ヲ以テ同省ニ至ルトイヘトモ筋違ナルヲ以テ御取上ケ無之由ニテ同月廿四日榑村セシヨリ一村ノ情況更ニ訴フルニ所ナク進退維谷終ニ暴挙襲撃ノ事ニ一決致候趣ニ有之候是ヨリ先キ長右衛門ニヲイテ傲慢強情弥益太布慈善ノ心乏布トイヘトモ聊心中不安モノアル歎新平民則旧番非人某ナルモノヲ抱へ入昼夜々廻リ等為致候由ニ候処村民ニヲヒテハ弥益其挙動ヲ惡ミ彼ノ暴挙ヲ促シ候哉ニモ相見へ申候則チ襲撃ノ節右旧番非人ノ死体ハ不忍言ノ残酷ニ及居候右等ノ事情

ニ候処畢竟民事訴訟ハ此後大審院ニ出ルトモ亦自ラ其法律アリ又刑事ニヲイテモ勿論憲典アルアツテ苟モ枉ルベキモノニ有之間布況小官其任ニ無之ヲ以テ敢テ是非スベキ儀ニハ無之候ヘトモ乍恐維新日猶淺ク法庭ノ律令漸ク調フニ近シイヘトモ所謂民法ノ制猶未タ全タカラス徒ニ新規成文ノ律アルタメニ旧來慣習ノ法ヲ破ルノ弊アルニ似タルヲ以テ奸人之レニ乘シテ其意ヲ逞シフシ此際最モ行政事務ノ障碍ヲナス則チ前条真土村ノ如キ實ニ此外ニ出サル様相見へ候間何卒実況御酌料有之追テ冠弥右衛門以下口供結案ノ上ハ特別ノ思食ヲ以テ寛典ノ御詮議被仰付候様仕度別紙相添予メ進呈仕置候且又地所受戻シ之件ハ既ニ大審院上告仕居候趣ニ付是亦前陳之次第御酌料ノ上臨時審庭ヲ被為開特別ノ御裁判被仰付度併テ上申仕候勿論斯迄重大之事ニ不立到様前以調理可仕ハ則チ地方官ノ責ニ有之小官ニヲイテ今更奉恐入候得共前条事件迫切之際ニ付要件耳上申仕候也

明治十一年十二月九日 神奈川縣令野村 靖

右大臣岩倉具視殿

(6) 明治十一年十一月二十一日・大住陶綾愛甲三

郡区戸長村用掛惣代歎願書

歎願書

大住陶綾愛甲三郡各村人民惣代一同恐惶恐懼謹テ大住郡真土村農寇^{アヤ}弥^ヤ右衛門外拾九名ノ為メニ歎願ス右弥^{アヤ}右衛門等御不審ノ廉ヲ以テ官司ニ拘留セラル、ヤ久シ弥^{アヤ}右衛門等固ヨリ其犯罪如何ヲ知ルヲ得サルモ私ニ之レヲ世説二聞キ又之レヲ新聞紙ニ見レハ或ハ同村松木長右衛門一家ヲ殺スル事件ニ係ル者ノ如シ私共一同之ヲ聞テ大ニ懼ル若シ果シテ然ラハ犯情ノ如何ヲ問ハス法律ノ罪人社会ノ共ニ故サ、ル所ナリ然レトモ私共窃ニ之ヲ視察スルニ幾ント其事情ヲ解スル能ハサル者アリ彼ノ真土村民ト雖トモ固ヨリ一般人民ト異ナルナケレハ則チ其父母ヲ慕ヒ妻子ヲ愛スルノ情ニ於テモ亦固ヨリ一般人民ニ異ナルナカル可シ然ルニ今彼ノ村民其慕フ可キ父母ヲ忘レテ之レヲ思ハス其ノ愛ス可キ妻子ヲ棄テ之ヲ顧ミス罪ヲ犯シ法ニ触レ自家貴重ノ生命ヲモ棄テ、自カラ暴殺ヲ行ハントスル者ハ思ニ怨惡ノ深キ恨怒ノ至リ必ス言語ニ載ス可カラサル者アラン且夫レ人間心志ノ一ニシ輕キハ天下皆然ルノ情ナリ例ヘハ甲者怨ム所アルモ甲者ノ私怨ニ係レハ乙者決シテ之ヲ怨ム者ニアラス又乙者悦フ所アルモ乙

者私悦ニ係ラハ甲者決シテ之ヲ悦フ者ニ非ス何トナラハ甲乙其人各其利害ヲ同セサレハナリ甲乙二人ノ間ニシテ且然リ況ンヤ十百人ノ衆キニ於テヤ十百人ノ間ニシテ且然リ況ンヤ一村ノ衆民ニ於テヤ若シ一村一郷ノ衆民ニシテ悉ク之ヲ惡マハ一人ノ私怨ニアラスシテ一村一郷ノ公怨ナリ一人ノ利害ニ關係スル者ニアラスシテ一村一郷ノ利害關係スル者ナリ今真土村民ノ松木長右衛門ニ於ケルニ実ニ之ニ類スル者ノ如シ是レ私共ニ於テ解セサル所以ナリ夫レ一人ノ私情ヨリ之レヲ視察スレハ其父母ヲ忘レ妻子ヲ棄テ死ヲ決シテ怨讐ヲ報酬セントスル彼レカ如ク又一村ノ公情ヨリ之ヲ視察スルハ一村衆民一致同心シテ一家一人ヲ惡ム此ノ如クナラハ真土村民ノ所業縱令党ヲ結ヒ類ヲ集メ凶器ヲ以テ人ヲ殺害スル等ハ即チ御国法ノ容サ、ル所ナリト雖トモ又一方ヨリ視察スレハ豈ニ長右衛門ノ身ニ於テ一村衆民ノ怨惡ヲ招ク可キ原因ナキヲ保ス可ケンヤ且私共真土村ノ近状ヲ熟視スルニ弥^{アヤ}右衛門等就縛以來父ハ子ヲ失ヒ妻ハ夫ニ離レ老幼婦女朝夕相集テ唯其父兄子弟ノ安否如何ヲ憂慮スルノミ況ンヤ村民ノ飢寒旦暮ニ迫ルモ農業手ニ附カス財ヲ失ヒ産ヲ離レントスル者比々皆是レナリ若シ是ノ勢ヲ以テ一兩月ヲ經過セハ一村幾ント亡滅ニ帰スルモ未タ知ル可カラス

私共隣村隣郡ノ情之レヲ旁視スルニ忍ヒス伏シテ願クハ
我至仁至明ノ官庁ニ於テ真土村ノ悲況慘状ヲ洞察セラレ
早ク弥右衛門等ヲ以テ恩仁ノ寛典ニ処セラレンコト是レ
仰望ニ堪ヘサルナリ右大住陶綾愛甲ノ三郡各村人民惣代
一同恐懼恐懼謹テ歎願仕候

明治十一年十一月廿一日

大住

陶綾 三郡

愛甲

区戸長以下

村用掛惣代人名略ス

(第五号・太政官ヨリ本犯処分ノ義ニ就キ大教正他阿尊
教等ノ歎願ニ付神奈川縣令ヨリノ上申書廻付書)

① 明治十二年五月(日欠)・司法省内稟議書)

明治十二年五月

卿 大木

庶務課長 駮調之印

執筆 水谷

輔

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

神奈川縣上申同縣下冠彌右エ門等処分ノ件ニ付別紙ノ通
太政官ヨリ通牒有之候間即チ供 電覽候也
但本書并ニ該件ニ係ル書類ハ總テ大審院及ヒ東京上等
裁判所^立参照ノ為メ差廻置可然哉仰 高裁候也

② 明治十二年五月二十二日・司法書記官宛太政
官書記官廻送書)

神奈川縣上申真土村冠彌右衛門等処分ノ件本年一月十八
日附ヲ以テ御照会相成居候処右ニ付同縣ヨリ尚別紙ノ通
上申候間及御廻候也

明治十二年五月廿二日 太政官書記官

司法書記官

御中

追テ別紙ハ最前ノ件御上答ノ節御返却可有之候也

③ 明治十二年五月二十一日・太政大臣三條実美

宛神奈川縣令野村 靖上申書)

真土村暴民所分之儀歎願書之儀ニ付上申書

管下相州大住郡真土村暴民御所分ノ儀ニ就テハ昨十一年

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

十二月九日付ヲ以事情具申仕置其後權中教正吉水玄信等ヨリ該事ニ就キ歎願書差出候ニ付尚同月廿六日付ヲ以テ上申仕置候処尚又今般大教正他阿尊教外二名ヨリ別紙之通歎願書差出候間宜敷御詮議相成度別紙相添此段上申仕候也

明治十二年五月廿一日 神奈川縣令野村 靖

太政大臣三條実美殿

④ 明治十二年五月(日欠)・神奈川縣令野村

靖宛大教正他阿尊教等歎願書)

歎願書

相模國大住郡真土村松木長右衛門一家襲殺ノ事件ニ付同村農民冠彌右衛門外二十五名先達而就縛以來一村ノ人氣洶々塗炭ニ坐スルカ如ク罷在候由承之況^(一)ンヤ其父母妻孥ノ情ニ於ケルヲヤ然ルニ元來彌右^(二)工門等ノ所業タル理否ノ如何ヲ問ハス國憲ノ所不赦候得共彼等ニ於テハ却テ貧民困苦ノ齷情ニ對シ義氣不得巳ノ挙動ト被察其衷情亦甚タ可憐者ト存候然ルニ此頃街巷上ニハ御吟味ノ末近日死刑ニ可被処トノ浮説紛々タリ拙僧共ニ於テモ甚夕胸痛胸罷

(中山)

在候何ントナレハ彼等共ニ於テハ大刑ニ被処候義ハ素ヨリ覺悟ノ前ニ候得共却テ彼ノ一村ノ農民人氣ノ洶々タルハ定律ノ不可貸也否トヲ不顧只但彼等ノ能一命ヲ以テ貧民ノ困難ニ換リ候節義ノ人情ニ注目致シ斯ノ如キ義夫モ却テ重罪ニ陥ルカト兼テノ朝恩ヲ忘却シ不平ノ蚩情ヲ懷ヒテ洶々タルノミ所謂不教民ノ如シ懨懨スヘキ者ニ御座候拙僧共苟モ教職ノ端ニ列リ隣郡ニ居住罷在候得ハ蚩民鬱愁洶々ノ情ヲ傍聞スルニ難忍且恥且憐ンテ枉テ卑悃ヲ尽シテ泣血哀願仕候何卒村民蚩々ノ情ヲ被為有賢察一視同仁ノ御英断ヲ以テ彌右^(三)工門外二十五名ノ犯罪出格御寛大ノ思召ニテ前狀酌量被下減等ノ御処分被為仰付被下置候ハ、群民共一同廟堂御明裁ノ至仁ヲ感戴シ奉リ永世愈朝恩ノ広莫ナルヲ諉レサルニ至ラン拙僧共ニ於テモ殊恩難有奉感佩候也

明治十二年五月

建長寺住職

權少教正 松本等隣

圓覺寺住職

中教正 今北洪川

清淨光寺住職

大教正 他阿尊教

神奈川縣令野村 靖殿

(第六号・太政官ヨリ松澤徳成等ノ歎願ニ付同上)

① 明治十二年五月(日欠)・司法省内稟議書)

明治十二年五月

卿大木

輔山田

庶務課長 駿調之印

執筆 水谷

神奈川下真土村冠彌右衛門等処分ノ件ニ付同縣上申松澤徳誠其他ノ者共歎願書別紙ノ通太政官ヨリ廻送有之候間 則供 電覽候也

大審院上等裁判所へ廻シ濟

② 明治十二年五月二十九日・司法書記官宛太政官書記官廻送書)

本年一月十八日御照会相成候神奈川縣上申真土村冠彌右

明治十一年・神奈川縣下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

大審院上等裁判所へ廻シ濟

衛門等処分ノ件ニ付同縣ヨリ差出候書類本月廿二日及御送致候処尚別紙上申候間是亦御廻及ヒ候也

明治十二年五月廿九日 太政官書記官

司法書記官

御中

(第七号・太政官ヨリ見光學隨等ノ歎願ニ付同上)

① 明治十二年六月(日欠)司法省内稟議書)

明治十二年六月

卿大木

輔山田

庶務課長 駿調之印

執筆 水谷

神奈川縣下真土村冠彌右^(マ)工門等処分ノ件ニ付同縣上申見光學隨其他ノ者歎願書別紙ノ通太政官ヨリ廻送有之候間 則供 電覽候也

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

西端信外三拾名歎願書別紙ノ通太政官ヨリ廻送有之候間
即供 電覽候也

② 明治十二年六月二日・司法書記官宛太政官書
記官廻送書)

本年一月十八日御照会相成候神奈川縣上申真土村冠^{マツ}弥^{マツ}右

衛門等処分ノ件ニ付同縣ヨリ差出候願書追々及御送致候

処尚別紙上申候間御廻申候也

明治十二年六月二日 太政官書記官

司法書記官

御中

② 明治十二年六月九日・司法書記官宛太政官書
記官廻送書)

本年一月十八日御照会相成候神奈川縣上申真土村冠^{マツ}弥^{マツ}右

衛門等処分ノ件ニ付同縣ヨリ進達セシ願書類追々及御送

致候処尚別紙ノ通上申候間御廻申候也

明治十二年六月九日 太政官書記官

司法書記官

御中

(第八号・太政官ヨリ生西端信等ノ歎願ニ付同上)

① 明治十二年六月十日・司法省内稟議書)

明治十二年六月十日

執筆 水谷

卿 大木

庶務課長 騷調之印

輔 山田

神奈川縣下真土村冠彌^{マツ}右^{マツ}工門等処分ノ件ニ付同縣上申生

(第九号・太政官ヨリ藤原日迦等ノ歎願ニ付同上)

① 明治十二年六月二十一日・司法省内稟議書)

明治十二年六月廿一日

執筆 水谷

卿 大木

庶務課長 騷調之印

輔 山田

神奈川縣下真土村冠^(マツ)弥^(マツ)右^(マツ)工^(マツ)門^(マツ)外數名犯罪一件ニ付藤原日
迦等ヨリノ歎願書廿八通別紙ノ通太政官ヨリ廻送有之候
ニ付即チ供 電覽候也

(2) 明治十二年六月二十日・司法書記官宛太政官
書記官廻送書)

本年一月十八日御照会相成候神奈川縣上申真土村冠^(マツ)弥^(マツ)右
衛門等処分ノ件ニ付同縣ヨリ進達セシ願書類追々及御送
致候処尚別紙上申候間及御廻候也

明治十二年六月廿日 太政官書記官

司法書記官

御中

(第十号・太政官へ本犯冠^(マツ)弥^(マツ)右^(マツ)衛門以下廿六名口供擬律
相添上答書)

(1) 明治十二年七月(日欠)・司法省内稟議書)

明治十一年・神奈川縣下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

明治十二年七月

執筆 水谷

卿 大木

庶務課長 驥調之印

輔

神奈川縣下真土村農冠^(マツ)弥^(マツ)右^(マツ)工^(マツ)門^(マツ)等犯罪一件ニ付曾テ太政
官ヨリ別紙参照ノ通御照会有之其際大審院^江御達相成居
候処今般別紙ノ通上申有之候就テハ左案ノ通御上申可相
成哉仰 高裁候也

案第貳千九百參拾八号

神奈川縣下真土村農冠^(マツ)弥^(マツ)右^(マツ)工^(マツ)門^(マツ)始犯罪一件口供結了候ハ、
大審院批可前ニ右口供可差出旨過ル一月中御照会之趣致
敬承候即チ別紙本犯口供卷綴并御参照ノ為東京上等裁判
所及ヒ横濱裁判所權限内擬律案トモ相添此段及上答候也
明治十二年七月八日 司法卿大木喬任

太政大臣三條美美殿

追テ該書類御覽濟ノ上ハ御下戻有之度此段為念申上添
候也

御 神奈川縣下真土村農冠^(マツ)弥^(マツ)右^(マツ)衛門始処分ノ儀ニ付別紙

明治十一年・神奈川県下真土村農民騷擾事件關係裁判資料(一)(中山)

参之通同縣ヨリ上申候条本犯口供結了大審院批可前二
右口供致一見度候条御差出可有之此旨及照会候也

照 明治十二年一月十八日

太政大臣三條実美

司法卿大木喬任殿

② 明治十二年七月四日・司法卿大木喬任宛大審
院長玉乃世履進達書)

乙第百五十一号

神奈川縣下真土村農冠彌右衛門始メ犯罪処分之儀ニ付取
調済下附以前一応可申出旨本年一月廿二日附ヲ以テ御達
相成居候処東京上等裁判所ヨリ本年六月九日ヲ以テ右批
可ヲ請候条本件書類審閱批可裁決候間下附以前本件書類
相添ヘ及進達候也

大審院長

明治十二年七月四日 判事玉乃世履

大審院
長玉乃
世履印

司法卿大木喬任殿

③ 冠彌右衛以下五名に對する東京上等裁判所擬
律案)

謀殺シテ一家三 以上ヲ殺ス者

人命律殺一家三人 及ヒ五刑創定条例ニ依リ

斬

冠 彌右衛門

伊藤佐治兵衛

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者

人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定条例ニ依リ

斬

高橋 新 七

伊藤 元 良

該犯同夥暴行ノ前キニ遁逃シテ現場ニ関ラスト云
フト雖モ同夥等ノ供状ヲ照參スルニ據キニ警察署
ニテナシタル口供ハ真実ヲ吐露シタルモノト認定
シ本擬ノ如シ

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者

人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定条例ニ依リ

斬

伊藤 音五郎

該犯同夥暴行ノ前キニ遁逃シテ現場ニ関ラスト云

フト雖モ同夥等ノ供出及ヒ被害人伊藤市五郎等ノ
申供ヲ照參スルニ先キニ警察署ニテ為シタル口供
ハ真実ヲ吐露シタルモノト認定シ本擬ノ如シ

④ 冠彌右衛門以下二十六名に對する横濱裁判所
の擬律案)

一家三人以上ヲ謀殺スル者

人命律殺一家三人条ニ依リ

斬 冠 彌右衛門

一家三人以上ヲ謀殺スル者

人命律殺一家三人条ニ依リ

斬 伊藤佐治兵衛

一家三人以上ヲ謀殺スル者

人命律殺一家三人条ニ依リ

斬 伊藤 元 良

該犯討入ノ場合遁逃シテ現場其事ニ関ラスト主張スト
雖モ党類冠彌^{マユ}右衛門其他ノ供出等ヲ以テ事実ヲ推測ス
ルニ曩ニ警察署ニテナシタル口供ハ其事実ヲ吐露スル

モノト確認スルヲ以テ本議ノ如シ

一家三人以上ヲ謀殺スル者

人命律殺一家三人条ニ依リ

斬 高橋 新 七

該犯討入ノ場合遁逃シテ現場其事ニ関ラスト主張スト
雖モ党類冠彌^{マユ}右衛門其他ノ供出等ヲ照參スルニ曩ニ警
察署ニ於テナシタル口供ハ其事実ヲ吐露セルモノト確
認スルヲ以テ本議ノ如シ

一家三人以上ヲ謀殺スル者

人命律殺一家三人条ニ依リ

斬 伊藤 音五郎

該犯討入ノ場合遁逃シテ現場其事ニ関ラスト主張スト
雖モ党類冠彌^{マユ}右衛門其他ノ供出及ヒ被害人伊藤市五郎
ノ申供等ヲ以テ事実ヲ推測スルニ曩ニ警察署ニテナシ
タル口供ハ真実ノ白狀ト確認スルヲ以テ本議ノ如シ

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者

人命律殺一家三人条及五刑創定條例ニ依リ斬ノ処事状ヲ
酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 福田小左衛門

ルモノト認定シ本擬ノ如シ

該犯同夥暴行ノ先キニ遁逃シテ現場ニ関ラスト云フト
雖モ同夥ノ供出及ヒ被害人宇野トミ等ノ申供ヲ照參ス
ルニ曩キニ警察署ニテ為シタル口供ハ真実ヲ吐露シタ
ルモノト認定ス且放火手下スモ燃火セサルハ等シキ
罪ト為シ本擬ノ如シ

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者
人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定條例ニ依リ斬ノ処事状
ヲ酌量シ二等ヲ減シ
懲役十年 冠 峰 松

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者
人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定條例ニ依リ斬ノ処事状ヲ
酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 石川儀左衛門

放火ノ業ヲ助クルモ自ラ燃火セサルハ等シキ罪トナシ
本擬ノ如シ

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者
人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定條例ニ依リ斬ノ処事状
ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤兵左衛門

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者
人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定條例ニ依リ斬ノ処事状ヲ
酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 冠 傳次郎

該犯同夥暴行ノ前キニ遁逃シテ現場ニ関ラスト云フト
雖モ同夥ノ供出及ヒ被害人宇野トミ等ノ申供ヲ照參ス
ルニ先キニ警察署ニテ為シタル口供ハ真実ヲ吐露シタ

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者
人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定條例ニ依リ斬ノ処事状

ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 新倉 嘉兵衛

該犯同夥暴行ノ現場ニ関ラスト云ト雖モ同夥ノ供出等
ヲ照參スルニ先ニ警察署ニテ為シタル口供ハ真実ヲ吐
露シタルモノト認定シ本擬ノ如シ

謀殺シテ一家三人以上ヲ殺ス者

人命律殺一家三人条及ヒ五刑創定条例ニ依リ斬ノ処事狀
ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 佐藤 安五郎

該犯同夥暴行ノ先キニ遁逃シテ現場ニ関ラスト云ト雖
モ同夥ノ供出及ヒ被害人伊東フミ等ノ申供ヲ照參スル
ニ先キニ警察署ニテ為シタル口供ハ真実ヲ吐露シタル
モノト認定シ本擬ノ如シ

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家一人条ニ依リ斬

該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ發シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情狀ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤 平兵衛

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬

該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ發シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情狀ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤 藤吉

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ發シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情狀ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤 權兵衛

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ發シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情狀ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 小野田 勘右衛門

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ發シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情狀ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤 富五郎

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ發シ自ラ手ヲ下

サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 吉野 辨 藏

懲役十年

伊藤佐五左(マ)エ門

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤 兼 吉

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年

伊藤 岩次郎

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 井上所左衛門

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年

伊藤次郎左(マ)エ門

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年 伊藤左左(マ)エ門

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年

三上 長五郎

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

一家三人以上ヲ謀殺スル者人命律殺一家三人条ニ依リ斬
該犯隨行シテ犯所ニ臨ミ忽然畏懼ノ念ヲ発シ自ラ手ヲ下
サスシテ逃走スル其情状ヲ酌量シ二等ヲ減シ

懲役十年

山本音右(マ)エ門

(未完)

明治十一年・神奈川県下真土村農民騒擾事件關係裁判資料(一)(中山)